

公立大学法人三重県立看護大学

第三期中期目標期間終了時に
見込まれる業務実績に関する
評価結果

令和7年9月

三重県公立大学法人評価委員会

目 次

はじめに	1
見込評価の方法	1
1 全体評価	3
2 項目別評価	7
I 大学の教育研究の向上に関する項目	
第1 教育に関する項目	7
第2 研究に関する項目	10
II 社会・地域貢献に関する項目	12
III 大学運営に係る環境整備に関する項目	14
IV 的確な業務運営の実施および業務改善に関する項目	17
V 財務内容の改善に関する項目	19
VI 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する項目	21
3 中期目標・中期計画の実施状況	23
I 大学の教育研究の向上に関する項目	
第1 教育に関する項目	23
第2 研究に関する項目	31
II 社会・地域貢献に関する項目	34
III 大学運営に係る環境整備に関する項目	36
IV 的確な業務運営の実施および業務改善に関する項目	42
V 財務内容の改善に関する項目	45
VI 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する項目	47
4 参考資料	
○公立大学法人三重県立看護大学中期目標に定める数値目標の達成状況	49
○三重県公立大学法人評価委員会名簿	51
○三重県公立大学法人評価委員会の開催状況	51
○地方独立行政法人法	51
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律 の整備に関する法律	51
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律 の整備に関する法律による地方独立行政法人法の改正について	52
○公立大学法人三重県立看護大学の業務実績に関する評価基本方針	53
○公立大学法人三重県立看護大学の中期目標期間の終了時に見込まれる 中期目標期間における業務の実績に関する評価（見込評価）実施要領	55

《はじめに》

本中期目標期間終了時における見込評価は、公立大学法人三重県立看護大学の「第三期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績報告書」（令和7年4月）に基づき実施した。

教育および研究の項目の評価については、地方独立行政法人法第79条により、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価機関の評価をふまえている。三重県立看護大学が令和元年度に受けた認証評価の実施機関は、（財）大学基準協会である。

《見込評価の方法》

本評価は、地方独立行政法人法第78条の2の規定に基づき行うものであるが、評価にあたっては、平成21年12月10日に策定した「公立大学法人三重県立看護大学の業務実績に関する評価基本方針」および平成30年8月9日に策定した「公立大学法人三重県立看護大学の中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価（見込評価）実施要領」（後掲）に基づき、以下のとおり実施した。

- ① 「全体評価」と「項目別評価」とを行った。
- ② 「全体評価」「項目別評価」のいずれについても、法人が自己点検・自己評価を行い、これに基づいて、評価委員会が評価を行った。
- ③ 「項目別評価」は、中期目標の記載項目（大項目）ごとに評価を行った。
- ④ 教育研究に関する項目については、年度評価の場合には、地方独立行政法人法第79条により、自己評価においても評価委員会評価においても、記号を付した評価を行っていないが、見込評価においては、自己評価および評価委員会ともに記号を付した評価を行った。
- ⑤ 「全体評価」は、「項目別評価」の結果をふまえつつ、中期目標・中期計画の達成状況について、総合的に評価を行った。

なお、大項目の区分および大項目評価の基準は、以下のとおりである。

◆ 大項目は、以下のとおり区分する。

I 大学の教育研究の向上に関する項目	1 教育に関する項目	教育研究の特性に配慮すべき項目
	2 研究に関する項目	
II 社会・地域貢献に関する項目		教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目
III 大学運営に係る環境整備に関する項目		
IV 的確な業務運営の実施および業務改善に関する項目		
V 財務内容の改善に関する項目		
VI 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する項目		

◆ 大項目の評価は、以下を基準として行う。なお、これらは判断の目安であり、評価委員会が総合的に評価し決定する。

評 価 基 準	
S	中期目標の達成状況が非常に優れている (評価委員会が特に認める場合)
A	中期目標の達成状況が良好である (中期計画の小項目の内容を全て達成している)
B	中期目標の達成状況が概ね良好である (中期計画の小項目の内容の達成状況が9割以上である)
C	中期目標の達成状況が不十分である (中期計画の小項目の内容の達成状況が9割未満である)
D	中期目標の達成のためには重大な改善事項がある (評価委員会が特に認める場合)

《 1 全体評価 》

●委員会評価

公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という）は、平成21年4月の法人化以来、平成27年3月に第一期中期目標期間、令和3年3月に第二期中期目標期間を終え、令和3年4月より第三期中期目標期間（令和3年4月～令和9年3月）を迎えている。

令和9年3月に第三期中期目標期間が終了するにあたり、令和7年4月に法人より提出された「第三期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績報告書」を基に、第三期中期目標の達成見込みについて次のとおり評価を行った。

項目別評価については、7項目すべてについて、『A：中期目標の達成状況が良好である』と評価し、いずれも中期計画の内容に沿って着実に実施していると位置付けており、このことから、全体評価としても、『中期目標を達成できる見込みである』と評価した。ただし、次期中期目標期間に向け、それぞれの大項目ごとに、『改善等を期待する点』を記載しており、それらをふまえながら法人が更なる発展に向け努力されることを期待している。

<評価結果一覧>

		S	A	B	C	D
I 大学の教育研究の向上に関する項目	1 教育に関する項目		○			
	2 研究に関する項目		○			
II 社会・地域貢献に関する項目			○			
III 大学運営に係る環境整備に関する項目			○			
IV 的確な業務運営の実施および業務改善に関する項目			○			
V 財務内容の改善に関する項目			○			
VI 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する項目			○			

S・・・達成状況が非常に優れている A・・・達成状況が良好である B・・・達成状況が概ね良好である C・・・達成状況が不十分である D・・・達成のためには重大な改善事項がある

●法人による総括

i 項目別の見込評価結果をふまえた総括

令和3年度から8年度は、地方独立行政法人である法人が本学を運営した三期目の中期目標期間にあたり、法人には、第二期に引き続きその制度を十分に活用し、自主性・自律性を十分発揮した大学運営を行い、中期目標を達成することが求められた。そのため、大学の基本的な目標として「質の高い教育・研究の実践」、「社会貢献・地域連携の推進」、「的確な業務運営、大学教育の質保証」を掲げながら、多くの面で法人化の特長を活かして、独自性の高い取組を行い、大学運営に全教職員が一丸となって積極的に取り組んできた。また、大学の中心的機能である教育と研究の活動においてはもちろんのこと、県立の大学として重要な使命のひとつである「地域貢献」に積極的に取り組み、多くの成果をあげることができた。

しかしながら、依然として次のような解決すべき課題が残っており、中期計画の残期間において、引き続き克服・解決をめざしたい。

- (1) 県内就職率については、第三期中期計画期間において高い目標を掲げ、高大社接続事業の実施や就職支援における県内病院との連携により、おおむね目標を達成しているが、安定して目標を達成するため、県や医療機関との更なる連携の強化が必要である。
- (2) 看護学研究科修士課程の学位取得者について、安定して目標を達成するため、入学者の確保や研究環境の更なる充実に取り組む必要がある。

ii 重点的な取組および特筆すべき取組

第三期中期目標・中期計画の主要な項目において、以下のような特色ある取組を行った。

(教育内容に関する項目)

- ・令和4年度にディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを改正し、これに基づく改正カリキュラムを令和4年度から開始して適切に実施した。同カリキュラムでは「三重を知ろうⅠ」、「三重を知ろうⅡ」を開講し、知事講話やフィールドワーク等を通じて、三重の魅力と暮らしを知り、理解する機会を提供した。
- ・優秀な県内出身学生を確保するため、選抜区分と学力検査内容、出願要件を中心とした入学者選抜方法の改革を随時検討し、これらをふまえた新たな入学者選抜試験を令和6年度に適切に実施した。
- ・ディプロマポリシーの到達度を測定するための「学修成果アンケート」や学生及び教員相互による授業評価を継続して実施し、教育の質保証に努めた。
- ・全教員が学生の相談に対応する「チューター制度」や「学生相談制度」を設けて、学修指導や就職、国家試験対策等への支援をきめ細かく行った。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大期間中は、オンラインによる授業や学内実習に切り替えることで教育を継続した。また、ワクチン接種やPCR検査の結果を実習先機関に提示して可能な限り臨地での実習を実施するなど適切に対応し、学生の学修機会を確保した。
- ・タイ王国マヒドン大学との国際交流協定を更新し、新型コロナウイルス感染症の影響で中断していた学生の相互受け入れを、令和6年度から再開した。また、英国グラスゴー大学との国際交流協定終了に伴い、令和6年度にアメリカ合衆国、タイ王国での看護研修を「国際看護学実習Ⅱ」として開始した。
- ・看護学研究科の入学生の確保に向け、オープンゼミや病院訪問等を通じて周知に努めるとともに、学内推薦で進学する学部生の入学料を免除することとした。
- ・看護学研究科におけるディプロマポリシーの到達度を測定するために「学修成果ルーブリック評価」を導入し、評価を行った。
- ・看護学研究科において遠隔授業を取り入れ、働きながら就学している大学院生の学びを支援した。

(研究に関する項目)

- ・地域の医療機関における看護研究を支援するための各種研修会の開催などに取り組んだ。また、研究の活性化を図るため、連携協力協定病院との人事交流などの連携強化や、令和7年度から開始する共同研究の準備を進めた。
- ・競争的研究資金の獲得のため、教員相互の研究支援の仕組みを継続するとともに、研究資金獲得のための研修会を開催した。
- ・研究倫理審査規程等を随時見直ししながら、迅速かつ適切に研究倫理審査を実施するとともに、研究インテグリティに関する研修を実施して研究倫理の堅持と透明性の確保に務めた。

(社会・地域貢献に関する項目)

- ・県内の保健・医療・福祉の向上に貢献できるよう、県内の医療機関等と連携して、大学主催の公開講座の開催、地域の講座や出前授業への講師派遣などに取り組んだ。
- ・感染症に関する専門的な知識と技術を持つ感染管理認定看護師を養成する認定看護師教育課程「感染管理」を、特定行為研修指定研修機関である三重大学医学部附属病院と共同して開講し、54名の修了生を輩出した。
- ・臨床能力に優れた質の高い看護職者の教育・育成について連携・協力することを目的とした連携協力協定を新たに2病院と締結した。また、各病院の看護管理者と意見交換を行い、共同研究の推進や公開講座の共催を通じた連携の強化に繋げた。
- ・県内病院の看護管理者との意見交換会を実施し、連携を深めるとともに、地域の医療機関のニーズの把握に努めた。

(大学運営に係る環境整備に関する項目)

- ・大学改革推進等補助金の採択を受けて、実習棟に動画収録遠隔配信システムやシミュレーション病室を整備するなど、学修環境の整備に努めた。
- ・学生が健康面や生活面で安心して学生生活を過ごせるよう、多層的な学生生活支援体制のもとで教職員がきめ細かく対応した。
- ・学生、教職員それぞれにハラスメント防止研修会を実施してハラスメントに対する意識向上を図るとともに、相談しやすい環境づくりに取り組んだ。
- ・リスク管理委員会を随時開催し、新型コロナウイルス感染症への対応や大規模地震に備えた防災訓練を実施するなど、幅広く大学のリスク管理に努めた。

(的確な業務運営の実施および業務改善に関する項目)

- ・理事長の諮問機関として大学戦略会議を設置し、大学の将来構想や直面する喫緊の課題への対応について検討した。
- ・教員活動評価・支援制度や研修制度を通じて教員の人材育成に取り組んだ。
- ・法人固有職員を対象とした研修を充実させ、将来の法人運営の中核を担う人材の育成に取り組んだ。

(財務内容の改善に関する項目)

- ・認定看護師教育課程の開講や地域交流センター事業の実施、施設貸出などにより自己収入の確保に努めた。
- ・環境マネジメントシステムの運用を通じて経費節減に努めるとともに、施設の長寿命化計画に基づいて大学施設の適切な維持管理を行った。

(大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する項目)

- ・外部評価として、三重県公立大学法人評価委員会による法人評価および看護学教育分野別評価である一般財団法人看護学教育評価機構の評価を受審するとともに、中長期監査計画に基づく内部監査を実施し、大学教育の質保証に努めた。
- ・本学広報紙やホームページなど広報媒体の特性を活かして、本学の教育活動について分かりやすく情報発信するとともに、イメージアップに取り組んだ。

iii 目標に対して未達成の取組とその対応

県内就職率や修士学位取得者数など、いくつかの数値目標については年度によって達成が難しいと見込まれるものがある。

これらについては、その背景となる情勢や実際の取組の経緯などを鑑み、それぞれについて考察を加えると、第三期中期目標期間全体としては、中期目標の達成状況は良好であり、めざした内容は実質的に達成できたものとする。

なお、具体的考察の内容については、それぞれの項目に記載する。

《 2 項目別評価》

I 大学の教育研究の向上に関する項目 (I-1 教育に関する項目)

見込評価結果
A

自己見込評価
A

年度評価結果			
3	4	5	6
おおむね計画どおり実施	おおむね計画どおり実施	おおむね計画どおり実施	おおむね計画どおり実施

認証評価機関の評価	評価の結果、貴大学は本協会（大学基準協会）の大学基準に適合していると認定する。
-----------	---

評価委員会コメント

<①注目される取組>

【適切な選抜の実施】

・県内の優秀な入学者を確保し、県内就職率向上の観点から、入試制度の点検を行い、地域の事情等をふまえた特色ある入学者選抜方法（「地域推薦型選抜」、「指定校推薦型選抜」、「東紀州地域指定校推薦型選抜」、「一般選抜前期日程地域枠」および「多言語多文化選抜」等）を積極的に導入しながら、常に入試改革に努めている姿勢は評価できる。

【高大接続の拡大】

・「一日みかんだい生」や「出前授業」の事業は、参加者のアンケート結果満足度も高く、高校生にとって看護職への理解を深め、進路のミスマッチを防ぐ一助となっている。同時に大学—県内医療機関—行政機関—高校が連携しており、三重県の諸機関と一体となった取組が地域に貢献する意欲ある看護職の育成につながっているものと評価できる。

【教育課程・教育方法・内容の充実】

・「三重を知ろうⅠ」や「三重を知ろうⅡ」は、地域を巻き込んだフィールドワークの実施など充実が図られており、看護師や特に保健師に必要な「地域特性の理解」につながる基礎的な経験を得ることができる。県内就職率の観点からも重要であり、学生に三重の魅力を知ってもらう非常によい取組であると評価する。

【大社接続の支援】

・「就職説明会」「ようこそ先輩」については、アンケート結果もおおむね好評であり、県内就職率向上のため、多様な試みを「大社接続支援」として明確に示し、学生にも県内の病院、行政施設にも示していく努力は評価できる。

【研修会等の開催】

・「FD講演会」、「FD/SD講演会」、「研究科FD研修会」は、それぞれ有意義な内容で開催されており、教育・研修の水準を高めることが期待できるものと評価できる。

＜②改善等を期待する点＞

- ・令和6年度から実施された「多言語多文化選抜」については、入学方法だけではなく、入学後の体制づくりなどを慎重にシミュレーションするなど、緻密さが必要である。
- ・県内就職率は中期目標に定める数値目標を下回る年度があったため、県内就職率の向上にむけて、県内医療機関の情報提供の充実を図り、県外就職志望における原因分析結果を明文化するなどして、引き続き、県内就職率の向上につながる活動をお願いしたい。
- ・大学院生の確保は重要な課題である。定員割れとなった年度もあるため、どのように解決していくのか、博士後期課程設置を構想しているのであれば、極めて重要な問題である。博士後期課程の中心となる「地元創成看護学」等の広報の仕方や大学院のあり方（e x. 社会人院生が入学・学習しやすい大学院）の検討が必要であり、学部時代からのキャリア教育を含めたさらなる学生の向上心へのアプローチ、また修了生の活躍のモデルを示すなど、幅広い方面からの広報に期待したい。
- ・博士後期課程の設置の趣旨、院生確保の見通し等、大学を取り巻く状況をしっかりと分析する必要があると考える。学部から修士課程、博士課程へと進学する学生とともに、地元で活躍している看護職者などが学習しやすい取組により、大学院生の確保をさらに進めていただきたい。また、博士後期課程を修了した者が地元に戻り、フィードバックを行うことで地元還元される仕組みが必要と考える。

法人による総括

①自己評価の根拠

自己評価については、中期計画に掲げた項目をおおむね達成できたことから、「A」とした。

教育課程・教育方法・内容の充実を図るため、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを見直し、令和4年度から新カリキュラムの運用を開始し、公正な成績評価に努めた。また、入学者の確保のため入試改革を行った。

学修成果の把握や授業の点検・評価、FD活動の継続的な実施をとおして、教育の質保証に努めるとともに、学生に対しては、小規模な単科大学の特徴を活かして、学修支援や就職支援などさまざまな場面できめ細かな支援を行った。

看護学研究科におけるディプロマポリシーの到達度を測定するために「学修成果ルーブリック評価」を導入するとともに、公正な成績評価に努めた。また、遠隔授業を積極的に取り入れたほか、中間審査回数を増やすなどして、働きながら就学する大学院生の就学環境の支援に取り組んだ。

②重点的な取組および特筆すべき取組

- (1) 令和4年度にディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーを改正し、これに基づく改正カリキュラムを令和4年度から開始して適切に実施した。同カリキュラムでは「三重を知ろうⅠ」および「三重を知ろうⅡ」を開講し、知事講話やフィールドワーク等を通じて、三重の魅力と暮らしを知り、理解する機会を提供した。
- (2) 優秀な県内出身学生を確保するため、選抜区分と学力検査内容、出願要件を中心とした入学者選抜方法の改革を随時検討し、これらをふまえた新たな入学者選抜試験を令和6年度に適切に実施した。
- (3) 県内高校生を対象に、看護職についての理解を深め、キャリア形成を考える一助となるよう、「一日みかん大生」や「出前授業」を継続して実施した。
- (4) ディプロマポリシーの到達度を測定するための「学修成果アンケート」や学生および教員相互による授業評価を継続して実施し、教育の質保証に努めた。
- (5) 研究・教育コロキウムを教員の研究成果、看護過程に関する教授方法、臨地実習に関する教授方法をテーマに実施した。

- (6) 全教員が学生の相談に対応する「チューター制度」や「学生相談制度」を設けて、学修指導や就職、国家試験対策等への支援をきめ細かく行った。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の拡大期間中は、オンラインによる授業や学内実習に切り替えることで教育を継続した。また、ワクチン接種やPCR検査の結果を実習先機関に提示して可能な限り臨地での実習を実施するなど適切に対応し、学生の学修機会を確保した。
- (8) タイ王国マヒドン大学との国際交流協定を更新し、新型コロナウイルス感染症の影響で中断していた学生の相互受け入れを、令和6年度から再開した。また、英国グラスゴー大学との国際交流協定終了に伴い、令和6年度にアメリカ合衆国、タイ王国での看護研修を「国際看護学実習Ⅱ」として開始した。
- (9) 看護学研究科の入学生の確保に向け、オープンゼミや病院訪問等を通じて周知に努めるとともに、学内推薦で進学する学部生の入学料を免除することとした。
- (10) 看護学研究科におけるディプロマポリシーの到達度を測定するために「学修成果ルーブリック評価」を導入し、評価を行った。
- (11) 看護学研究科において遠隔授業を取り入れ、働きながら就学している大学院生の学びを支援した。
- (12) 看護学研究科において研究計画を審査する中間審査を年4回に増やし、大学院生の研究遂行を支援した。
- (13) 博士後期課程の設置に向け、学内に設けた博士後期課程検討会議において継続して検討を進めた。

③目標に対して不十分な取組および未達成の取組

- (1) 県内就職率が目標を下回る年度があった（目標値 55.0%）
県や医療機関との更なる連携をとおして、学生に県内医療機関の魅力を伝える機会を確保しながら、就職に関する相談・支援を積極的に行う必要がある。
- (2) 修士学位取得者数が目標を下回る年度があった（目標値 8 人）
看護学研究科の定員充足率を高めるために入学者の確保に努めるとともに、研究環境の更なる充実に取り組む必要がある。

認証評価機関（公財 大学基準協会）による評価（令和元年度実施）

評価の結果、貴大学は本協会（大学基準協会）の大学基準に適合していると認定する。

【改善課題】

・学習成果の把握

研究科では、試験、レポートおよび授業中のプレゼンテーションなどを総合した成績評価をもとに学習成果を把握することとしているが、科目ごとの評価にとどまっており、必ずしも十分な把握・評価方法とはいえないため、学位授与方針に示した学習成果を把握・評価する方法や指標を定め、適切に測定するよう改善が求められる。

《改善報告書検討結果》

学位授与方針に示した学習成果を適切に測定する方法として、「看護学研究科の学修成果ルーブリック」を策定し、学位授与方針の項目ごとに評価する学習成果とその評価基準を定め、大学院生自身による評価および教員による評価を行っている。また、学位授与方針において、コース別に修得すべき学習成果を示していることから、修士課程共通のルーブリックに加え、コース別のルーブリックを策定している。加えて、入学時、年度末、修了時に評価を行う運用とし、経年的に学習成果を測定・把握できる体制を整えている。

以上のことから、学位授与方針に示した学習成果を把握・評価する方法や指標を定め、適切に測定しており、改善が認められる。

I 大学の教育研究の向上に関する項目 (I—2 研究に関する項目)

見込評価結果
A

自己見込評価
A

年度評価結果			
3	4	5	6
おおむね計画どおり実施	おおむね計画どおり実施	おおむね計画どおり実施	おおむね計画どおり実施

認証評価機関の評価	評価の結果、貴大学は本協会（大学基準協会）の大学基準に適合していると認定する。
-----------	---

評価委員会コメント

<①注目される取組>

【研究と地域課題との循環の促進】

- ・受託事業や他大学・病院との連携により地域課題に関する研究を推進している点は評価できる。県市町、医療機関との連携は地域貢献に重要であり、積極的に推進していただきたい。
- ・教員各自の専門分野を活かした講師派遣、教員提案事業は参加者や満足度も高く、教員の地域貢献への意識の高さの反映であると高く評価できる。

【競争的研究資金の獲得】

- ・競争的研究資金獲得に向けた取組については相互支援体制を活用しながら大学全体で取り組んでいることは評価できる。

【研究活動への支援】

- ・教員間の研究支援が継続して実施されている（R3年10件、R4年4件、R5年11件、R6年3件）ことは評価できる。

<②改善等を期待する点>

- ・大型の科研費をさらに獲得し、博士後期課程設置に向けての学内機運を醸成するためにも学内共同研究の推進が重要であり、そのためには大学の組織的なサポートシステムが必要だと考えられる。さらに企業等からの受託研究や共同研究を積極的に導入し、外部研究資金の受入れに取り組んでいただきたい。
- ・設置を予定している博士後期課程で「地元創成看護学」を打ち出していくためには、この分野における教員の研究実績が必要となる。そのためにも学内共同研究を推進していただきたい。

法人による総括

① 自己評価の根拠

自己評価については、中期計画に掲げた項目をおおむね達成できたことから、「A」とした。

研究活動の方向性に則り、研究成果の公表と還元に努めた。また、研究活動への支援や評価と改善を行い、研究倫理を堅持する体制を整備した。

②重点的な取組および特筆すべき取組

- (1) 地域の医療機関における看護研究を支援するための各種研修会の開催などに取り組んだ。また、研究の活性化を図るため、連携協力協定病院との人事交流などの連携強化や、令和7年度から開始する共同研究の準備を進めた。
- (2) 競争的研究資金の獲得のため、教員相互の研究支援の仕組みを継続するとともに、研究資金獲得のための研修会を開催した。
- (3) 教員の研究活動等を公表するため、ホームページに教員の研究業績等を掲載した。また、「みかん大出前講座」等を通じて教員の研究活動の成果を地域に還元した。
- (4) 研究倫理審査規程等を随時見直しながら、迅速かつ適切に研究倫理審査を実施するとともに、研究インテグリティに関する研修を実施して研究倫理の堅持と透明性の確保に務めた。

③目標に対して不十分な取組および未達成の取組

特になし

認証評価機関（公財 大学基準協会）による評価（令和元年度実施）

評価の結果、貴大学は本協会（大学基準協会）の大学基準に適合していると認定する。

【改善課題】

なし

II 社会・地域貢献に関する項目

見込評価結果
A

自己見込評価
A

年度評価結果			
3	4	5	6
A	A	A	A

評価委員会コメント

<①注目される取組>

【看護職者の能力向上】

・三重県受託事業を積極的に推進しているほか認定看護師教育課程「感染管理」、教員提案事業等の看護職者に向けた取組等が行われ、全体的に満足度が高い。特に認定看護師教育課程「感染管理」修了生に対して「フォローアップ研修」を実施したことは評価できる。

【県民のヘルスリテラシーの向上】

・みかん大出前講座や公開講座など、県民のヘルスリテラシー向上に資するプログラムが提供されており、大学の地域貢献として地域住民の心と体の健康に役立つこととして極めて高く評価できる。

【教育研究活動に基づく社会・地域貢献】

・令和6年度において、協定締結病院は14病院となり、締結病院とは人事交流教員を受け入れるなどによる関係性の維持に努めたことは評価できる。
 ・県や市町への専門分野を生かした社会貢献や各種学協会への貢献を積極的に展開しており、参画延べ人数は中期目標を大幅に上回るなど、積極的に取り組んでいる点は高く評価できる。

<②改善等を期待する点>

・卒業生のキャリア支援は大学の評価に大きく影響すると考えられるため、キャリア支援活動の進展を期待する。

法人による総括

①自己評価の根拠

自己評価については、中期計画に掲げた項目を全て達成できたことから、「A」とした。

多様な主体と連携しながら、看護職者の質向上のための教育・研究支援を行うとともに、県民のヘルスリテラシーの向上に資する講演等を実施して、積極的に地域貢献に取り組んだ。

②重点的な取組および特筆すべき取組

- (1) 看護職者の資質向上のため、認知症対応や母子保健体制構築、助産師の実践能力向上に資するための研修を県から受託して実施した。
- (2) 感染症に関する専門的な知識と技術を持つ感染管理認定看護師を養成する認定看護師教育課程「感染管理」を、特定行為研修指定研修機関である三重大学医学部附属病院と共同して開講し、54名の修了生を輩出した。
- (3) 県内の保健・医療・福祉の向上に貢献できるよう、県内の医療機関等と連携して、大学主催の公開講座の開催、地域の講座や出前授業への講師派遣などに取り組んだ。
- (4) 臨床能力に優れた質の高い看護職者の教育・育成について連携・協力することを目的とした連携協力協定を新たに2病院と締結した。また、各病院の看護管理者と意見交換を行い、共同研究の推進や公開講座の共催を通じた連携の強化に繋がった。
- (5) 県内病院の看護管理者との意見交換会を実施し、連携を深めるとともに、地域の医療機関のニーズの把握に努めた。

③目標に対して不十分な取組および未達成の取組

特になし

Ⅲ 大学運営に係る環境整備に関する項目

見込評価結果
A

自己見込評価
A

年度評価結果			
3	4	5	6
A	A	A	A

評価委員会コメント

<①注目される取組>

【学生の生活支援】

・学生支援では、学生相談制度、チューター制度については適切に運用されており、学生への周知率や満足度が高く、学生が相談しやすい環境が整備されている。他にも、大学独自の上乗せ制度や「みかん大進学支援給付金」などの修学支援基金があり、学生が勉学に取り組めるようさまざまな奨学金制度を準備している。これらより、学生に寄り添った支援ができていますと評価できる。特に、令和6年度の学生アンケートで要望のあった臨時バスの運行を実施している点は評価できる。

【図書館運営の充実】

・図書館利用者の利便性向上のため、自宅等から文献検索ができるサービスを提供していることは評価できる。

【大規模災害時等への対応】

・「安否確認システム」の操作訓練の実施や、令和5年度には能登半島地震が発生した際、北陸地方の学生の安否を確認した点は高く評価できる。能登半島地震を契機に、教職員の自動参集条件を見直すなど、適切なPDCAサイクルが確保されているものと評価する。

・発災時の災害対策本部立ち上げと初動対応訓練を行っており、南海トラフ地震を想定した大規模災害時への備えを実施したことは評価できる。

<②改善等を期待する点>

・教員の満足度が低く、教職員の健康は大学づくりを進めるうえでの根幹であることから今後さらに重視して取り組んでいただき、職場環境のさらなる改善を望む。

・附属看護博物館は他大学にはほとんどみられないものである。今後、附属博物館の魅力ある事業を計画し、県内外の看護関係者のみならず、これから看護師をめざす方々にとって興味関心の持てる博物館となるよう積極的に広報し、アピールすることが重要と考える。

・ハラスメントについて、継続的に研修会を実施するほか、ハラスメントに対する大学の姿勢や考え方、相談窓口（役割や対応等）の周知を図ると共に、繰り返し周知するなど、組織全体としての取組を強化されたい。さらに今後重大な事案がおこった場合においても外部相談窓口と連携し対応するなど、適切にリスク管理を実施いただきたい。

・危機管理の中で、特に情報技術は日進月歩であるため、サイバー攻撃への対応など情報のリスクに関して十分に予測できる内容の対応を考えておく必要がある。また、サイバー攻撃に限らず、内外環境の変化に対して、適時適切に対応していくことが重要である。

法人による総括

①自己評価の根拠

自己評価については、中期計画に掲げた事項を全て達成できたことから、「A」とした。

教育環境の整備や環境への配慮に取り組むとともに、危機管理への対応や各種ハラスメントの防止など人権尊重の推進に努めた。

②重点的な取組および特筆すべき取組

- (1) 全教員が対応する「チューター制度」「学生相談制度」や各種健康相談制度を設けて、学修、就職、健康など幅広い学生の相談にきめ細かく対応することで、本学の生活支援制度についての満足度は継続的に高い結果が得られた。
- (2) 国の修学支援制度に加え、本学独自の上乗せ制度や「みかん大修士支援給付金」により学生への支援を行った。また、実習施設からPCR検査を求められた際の検査費用の助成や日本学生支援機構の新設事業の活用等により、学生への支援の充実に取り組んだ。
- (3) 大学改革推進等補助金の採択を受けて、実習棟に動画収録遠隔配信システムやシミュレーション病室を整備したほか、大講義室への大型モニター設置や学内無線LANの整備を行うなど、学修環境の整備に努めた。
- (4) 附属看護博物館を2年ごとに企画展示の内容を変えながら継続して開館した。
- (5) 環境マネジメントシステムの運用を通じて、節電、紙の使用量削減、ゴミの分別の徹底等に取り組んだ。
- (6) 新型コロナウイルス感染症への対応について、リスク管理委員会を随時開催し、感染拡大防止の対策を講じて学生の学修機会の確保に努めるとともに、ワクチン接種を希望する学生に接種の機会を提供した。
- (7) 大規模地震災害マニュアルや安否確認システムの運用条件を随時見直すとともに、防災訓練を継続して実施することで、学生および教職員の災害対応能力の向上に努めた。
- (8) 学生、教職員それぞれにハラスメント防止研修会を実施してハラスメントに対する意識向上を図るとともに、相談しやすい環境づくりに取り組んだ。

③目標に対して不十分な取組および未達成の取組

1 未達成事項

特になし

2 評価委員会から意見、指摘された事項

<危機管理への対応>

令和3年度に起こった認定看護師教育課程開設に係る料金徴収問題に関する危機管理への対応に関しては、すぐに十分な対応ができていたとはいえない。徴収済料金と変更前料金の差額については関係者に返金してはいるが、事態が明らかになってからの行動である。十分な原因究明が必要であろう。

<取組状況>

再発防止策として、下記の取組を実施した。

○コンプライアンス研修の実施

事務局職員と地域交流センター職員を対象に、全員出席の研修を4回行った。

○医療保健部との連絡会議の設置

情報共有と認識の統一を図り、業務の円滑化に繋げるための連絡会議を2回開催した。会議では、年間行事予定等を共有するとともに、許認可等に係る事務についての確認を行った。

IV 的確な業務運営の実施および業務改善に関する項目

見込評価結果
A

自己見込評価
A

年度評価結果			
3	4	5	6
A	A	A	A

評価委員会コメント

<①注目される取組>

【組織体制】

・大学戦略会議を設置し、大学の将来構想など今後に向けた方向性が議論できていることは評価できる。大学の将来構想や直面する喫緊の課題への対応策等について幅広く議論することを期待する。

【教職員の充足】

・一部の連携協力協定病院と人事交流を行い、教員（助手）として受け入れており、人事交流は多様な人材を得るための重要な試みとして評価できる。この人事交流の成果を期待したい。

【事務職員の育成と働き方】

・職員の人材育成については、法人固有職員の意見を参考に研修体系の見直しを進めたこと、また、働きやすい職場づくりについては、「プロパー職員の会」を定期的で開催するなど、業務の効率化、職場環境の改善が図られているものと評価できる。

<②改善等を期待する点>

・大学戦略会議の大学の組織上における位置づけ、教育研究審議会をはじめ他の委員会等との関係、戦略会議の所掌事項や権限を明確にする必要があると考える。特に、大学戦略会議が大学のビジョンや将来像、その実現に向けたアクションプランを策定するなど、大学戦略を創出する会議として位置づけられ、機能することを期待する。それに伴い、これまでの一部重なり合う会議の整理など、会議のスリム化を考えていくことも重要である。また、戦略に関するガバナンスやPDCAが有効に機能することが重要である。

・教員選考委員会や領域の長による面接を実施し、優秀な教員の確保に努めてはいるが、全国的に採用人事が厳しい状況にある中で、優れた教員を採用していく対策を練る必要がある。

法人による総括

①自己評価の根拠

自己評価については、中期計画に掲げた事項を全て達成できたことから、「A」とした。

効率的で機動的な組織運営体制の維持や戦略的な法人運営の確立をめざすとともに、適切な人材マネジメントにより教職員の確保と人材育成に取り組んだ。

②重点的な取組および特筆すべき取組

- (1) 教務に関することのほか、学部運営における責任者としての立場を明確にするため、令和3年度に学部長を設置した。
- (2) 理事長の諮問機関として大学戦略会議を設置し、大学の将来構想や直面する喫緊の課題への対応について検討した。
- (3) 本学および医療機関双方の看護教育や看護研究の充実、発展を目的として、連携協力協定病院との人事交流により助手を受け入れた。
- (4) 教員活動評価・支援制度を運用するとともに、学内の研修制度を活用した大学院博士課程への進学を働きかけ、教員の育成を図った。
- (5) 法人固有職員を積極的に採用し、新規採用職員、中堅職員向けの職員研修を充実することで、将来の法人運営の中核を担う職員の育成に取り組んだ。

③目標に対して不十分な取組および未達成の取組

特になし

V 財務内容の改善に関する項目

見込評価結果
A

自己見込評価
A

年度評価結果			
3	4	5	6
A	A	A	A

評価委員会コメント

<①注目される取組>

【自己収入の確保】

・「施設使用料（自動販売機設置場所の貸付料等）」「MCNレポート（広報紙）広告掲載料」「認定看護師教育課程「感染管理」に係る授業料等」「地域交流センター事業収入（受託事業収入は除く）」「修学支援基金寄付金」の自己収入を得ている点は評価できる。

【資産の適正管理】

・施設の長寿命化計画に基づいて県の補助金を活用し大型修繕を実施しており、施設を有効利用する姿勢も伺えることより、資産は適正に管理していると考えられる。

<②改善等を期待する点>

・今後、認定看護師教育課程の実施は大学単独では難しいとのことだが、修学支援基金として、県が実施する「三重県ふるさと応援寄附金」を周知・活用するなど、今後さらなる自己収入を得ることを期待する。

法人による総括

①自己評価の根拠

自己評価は、中期計画に掲げた事項を全て達成できたことから、「A」とした。

自己収入の確保に取り組むとともに、経費の抑制に努めた。施設の長寿命化計画に基づいて修繕工事を行うなど、資産の適正な管理を行った。

②重点的な取組および特筆すべき取組

- (1) 認定看護師教育課程の開講、地域交流センター事業の実施、施設貸出、MCNレポート（広報紙）への広告掲載などにより自己収入の確保に努めた。修学支援基金への寄付については、令和5年度からふるさと納税も活用して募集を行った
- (2) 職務発明について、特許取得に向けた出願手続や更新手続を行った。
- (3) 環境マネジメントシステムの運用を通じてコスト意識の向上に努めるとともに、照明のLED化の促進などにより、節電等に取り組んだ。
- (4) 施設の長寿命化計画に基づき、国や県の補助金を活用しながら、エレベーターの更新や外壁等の修繕を行うなど、大学施設の適切な維持管理を行った。

③目標に対して不十分な取組および未達成の取組

特になし

VI 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する項目

見込評価結果
A

自己見込評価
A

年度評価結果			
3	4	5	6
A	A	A	A

評価委員会コメント

<①注目される取組>

【自己点検・評価および外部評価】

・学内の自己点検評価委員会での検証・確認と学外の法人評価委員会の評価を受け改善点の点検と次年度の計画を作成したという意味では滞りなく年度計画は遂行されていると評価できる。

【内部監査の推進】

・内部監査の推進は確実に進歩してることは評価できる。

<②改善等を期待する点>

・情報の公表・発信、広報に関してはいろいろと工夫しながら多くの関係者の目につくような方法を考え、前向きに取り組んでいるが、今後も魅力あるコンテンツ作りに期待したい。

法人による総括

①自己評価の根拠

自己評価については、中期計画に掲げた事項を全て達成できたことから、「A」とした。

自己点検・自己評価の実施をとおして大学教育の質保証の推進に取り組むとともに、計画的に内部監査を実施した。また、情報発信・情報公開の推進に取り組んだ。

②重点的な取組および特筆すべき取組

- (1) 業務実績について、三重県公立大学法人評価委員会の評価を受け、各年度とも「全体として中期計画を順調に実施している」と認められた。
- (2) 令和3年度には、第三者評価として、看護学教育分野別評価である一般財団法人看護学教育評価機構の評価を受審し、評価基準に適合していると評価された。
- (3) 内部監査については、中長期監査計画に基づき内部監査を実施した。内部監査結果については、理事会へ報告を行うとともに、指摘事項への対応状況を確認した。
- (4) 本学広報紙やホームページなど広報媒体の特性を活かして大学情報を発信した。また、本学の教育活動等について更なる理解が深まるよう、大学紹介動画を作成してホームページへ掲載するとともに、動画共有サイトへ投稿する等、大学のイメージアップに取り組んだ。

③目標に対して不十分な取組および未達成の取組

特になし

≪ 3 中期目標・中期計画の実施状況 ≫

(○ : 準備、◎ : 実行)

I 大学の教育研究の向上に関する項目 (I-1 教育に関する項目)

中期目標	番号	中期計画	中期計画の実施状況				
			3	4	5	6	中期計画の実施状況
1 教育に関する目標 (1)教育内容に関する目標 ①学生の確保 ア 学部	21101	<p><適切な選抜の実施></p> <p>看護職をめざす優秀な学生を確保するため、教育理念に基づいたアドミッションポリシーを明確に示し、多様な媒体、機会を利用して発信します。また、十分な基礎学力を備え強い修学意欲を持ち、将来、看護職者として社会や地域で活躍できる資質を持った入学生を確保するため、これまでの入学者選抜結果の分析・検証結果を活かし、選抜試験を実施します。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】</p> <p>アドミッションポリシーに基づき、入学者選抜関連情報を入試説明会やオープンキャンパスの場において適切に発信した。特に新型コロナウイルス感染症が拡大した令和3年度と4年度には、従来は対面で実施していた入試説明会とオープンキャンパスをオンラインの手段を活用しながら実施するとともに、十分な感染対策を行ったうえで、入学者選抜試験と追試験をそれぞれ適切に実施した。</p> <p>入学者選抜制度については、選抜区分と学力検査内容、出願要件を中心に随時検討し、これらをふまえた新たな入学者選抜を令和6年度に十分な準備のもとに適切に実施した。</p> <p>【今後取組予定】</p> <p>令和6年度から実施している新たな入学者選抜制度について、その周知に引き続き努める。また、これまでの入学者選抜結果を点検し、より適切な実施体制構築のための検討を行う。</p>
	21102	<p><高大接続の拡大></p> <p>地域に貢献する看護職者の育成に向けて、本学への進学を希望する県内高校生や入学予定者を対象とした高大接続事業を、県教育委員会や県内高等学校、県内医療機関等と連携して実施します。これを通じ、基礎学力と看護職についての理解を備えた、意欲ある学生を確保することを目指します。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】</p> <p>地域に貢献する看護職者の育成に向けて、高大接続事業を実施した。キャリアデザイン講座（出前授業・一日みかんだい生）を着実に実施し、その都度評価・検討を行い、内容の充実を図りながら実施した。新型コロナウイルス感染症の拡大により一時中断した「高校生のためのオープンクラス」は、令和6年度に再開した。また、特別選抜入試の合格者を対象とした入学準備教育も、継続的に取り組んだ。</p> <p>【今後取組予定】</p> <p>事業を着実に実施するとともに、評価しながら取組を進める。高校訪問を実施するとともに、県教育委員会との連携のあり方を検討する。</p>

<p>1 教育に関する目標 (1)教育内容に関する目標 ①学生の確保 イ 研究科</p>	21103	<p><適切な選抜の実施> 将来の看護分野における高度な実践者、教育者、研究者を確保するため、研究科のアドミッションポリシーを明確に示し、インターネット等の活用などさまざまな機会を利用し発信します。また、看護の専門知識と技術を持ち、より高度な専門性の修得や国内外で活躍する意欲と適性を有する入学生を確保するため、県内医療機関等と連携し、現役看護職に対する情報提供等に取り組みます。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】 インターネットなどを使った情報発信や現役看護職者に対する情報提供を行い、大学院入学者の確保に努めた。学部のオープンキャンパスに合わせて、大学院のオープンゼミを開始し、大学院のカリキュラムや入試情報を提示するとともに、具体的な入学行動につながるよう教員との直接面談の機会を設けた。 学内推薦入試の入学者に対する入学料免除について、令和5年度に規程を改正し、令和6年度から適用した。医療機関に勤務する進学希望者に対して入試時期をわかりやすくするため、一次・二次募集という名称から、夏期・冬期募集に変更し、特に連携協力協定病院には機関長推薦の入試制度についてパンフレットの配布等を通じて、その周知に努めた。</p> <p>【今後取組予定】 ホームページの充実や県内医療関係者、学部生などへの直接的な働きかけをいくつか、より効果のある広報活動を検討し、実施する。</p>
<p>1 教育に関する目標 (1)教育内容に関する目標 ②教育課程および教育内容の充実 ア 学部</p>	21104	<p><教育課程・教育方法・内容の充実> 県内医療機関や行政機関等の協力を得ながら、カリキュラムポリシーに基づき、全学生に対して看護師・保健師の両国家試験受験資格を得ることができる、幅広く質の高い教育を提供します。また、教育課程の評価を実施し、より適切な教育課程に改善・編成するとともに、大学での学修に必要な知識や理解力・コミュニケーション能力、臨床実践能力等の看護職者として備えるべき基礎的能力を身につけるための教育を充実します。さらに、看護職者として長期的なビジョンを持てるようにキャリアデザイン教育にも取り組むほか、国際的な視野の養成のため、海外の大学等との国際交流を促進します。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】 令和4年度改正カリキュラムについては、令和3年5月に文部科学省に変更を申請して認可を得た。令和3年度には、日本看護学教育評価機構の評価（看護学分野）を受審し、評価基準に適合しているとの評価を受けた。令和4年度改正カリキュラムにおいてフィールドワークや知事講話が特徴としてあげられる「三重を知らうⅠ・Ⅱ」を開講した。新型コロナウイルス感染症がまん延した時期には、自宅待機の学生に対応できるよう対面とオンラインを併用した授業を行った。また、欠席の特例措置や成績評価の取り扱い等について、学生および教員間で共有し学生に不利益が生じないようにした。臨地実習については、各施設の受け入れ条件に応じて実習を実施した。臨地実習が中止になったときは、学内実習やオンライン実習に切り替えることにより教育を継続した。学修成果評価は、ディプロマポリシーに対して複数の質問項目を設定した「学修成果アンケート」により、在学生（2～4年生）および学生の就職先である県内医療機関に対して行った。在学生に対して行った学修成果アンケートでは、各評価項目は学年が上がるにつれて上昇する傾向が示された。</p> <p>国際看護実習Ⅰ・Ⅱは、新型コロナウイルス感染症がまん延した令和3年度～5年度において臨地での実習は中止とした。国際看護実習Ⅱとして実施していた英国のグラスゴー大学との国際交流協定は、令和5年度の同大学からの申し出により再締結には至らなかった。タイ王国マヒドン大学との交流協定は、令和5年度に同大学との国際交流協定を更新し、令和6年度にマヒドン大学での国際看護実習Ⅰを再開した。令和6年度に、旅行会社の学生看護研修を活用した国際看護実習Ⅱ（履修者5名）をアメリカ合衆国とタイ王国において実施した。マヒドン</p>

						<p>大学からの受け入れも令和6年度に再開し、3名のマヒドン大生を受け入れた。加えて、マヒドン大学との協定内容を見直し、令和7年度以降はマヒドン大学からの学生の受け入れ定員を従来の3名から4名に増員して研修期間も従来の2週間から4週間に延長するとともに、マヒドン大学での本学学生の受け入れは国際看護実習Ⅰとは別枠で、最大で4名2週間の研修が可能となった。本学学生を先方の大学に派遣できなかった期間中は、学生に学内外における国際交流の機会を提供することにより本学の国際交流を展開した。</p> <p>【今後取組予定】 令和4年度改正カリキュラムが完成年度を迎えることから、学習成果アンケートの結果などもふまえて、その評価を実施する。国際看護実習Ⅰ、Ⅱを適切に実施するとともに、新規の国際交流協定の締結に向けて欧米の大学を中心にその候補を探る。 交流協定を締結しているマヒドン大学との交流については、相互に受け入れ枠を拡大し、内容の充実を図りながら継続して実施する。</p>
21105	<p><公正な成績評価の実施> ディプロマポリシーに基づき、各科目の成績評価基準を学生に明確に示し、シラバスやホームページ等で公表するとともに、基準に基づき、厳正に単位認定を行います。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】 毎年度4月の新入生オリエンテーションや在校生ガイダンス時に履修に関わる先修科目条件、進級判定条件等を説明した。入学年度によって適用されるカリキュラムにあわせてシラバスを作成し、学生に周知するとともにHPで公開した。 ルーブリックを用いた評価については、科目特性に応じて導入する科目を増やした。 IT化の進行に伴い、試験等の不正行為が多様化している状況に対応できるよう「試験および成績評価実施要項」に不正にあたる行為を具体的に示した。また、学生に対しては、不正行為を理解しやすいように冊子「試験等における不正防止ハンドブック」を作成し、全学生に配付するとともに、ガイダンス時に説明した。</p> <p>【今後取組予定】 各科目の成績評価基準や先修科目条件、進級判定条件をオリエンテーションやガイダンス、ならびにシラバスをとおして明確に示し、各科目の評価基準に基づき、厳正に評価して単位を認定する。</p>

1 教育に関する目標 (1)教育内容に関する目標 ②教育課程および教育内容の充実 イ 研究科	21106	<教育課程・教育方法・内容の充実> 研究科の教育課程を評価することにより、より適切な教育課程に改善・編成し、質の高い教育プログラムを提供して、看護専門職者の育成を行います。	◎	→	→	→	【4年間の実績】 新型コロナウイルス感染症対応のため取り入れた遠隔授業は、大学院生の授業評価アンケートから遠隔授業の利点（仕事が続けられた、大学へ行き来する時間を有効に学習に活用できるなど）があげられ、働きながら学んでいる大学院生からは好評であったため、引き続き講義形態の一つとして積極的に取り入れた。科目の目的や教育効果の点から同じ科目であっても一部を対面授業にするなど、学生の利便性だけでなく、教育効果の点から適切な方法を取って授業を進めた。 中間審査は受審機会を年2回から年4回に増やしたことで、大学院生の研究計画の遂行が容易となった。 博士後期課程の設置に向けて、学内での検討を進めた。 【今後取組予定】 科目目的に応じて対面授業、ライブ配信授業、オンデマンド授業など授業形態を適切に選択し、受講生の学修効果や利便性を高めた方法で実施する。また、中間審査は年4回を継続実施し、研究計画の遂行に努める。 博士後期課程の設置に向けて検討を継続する。
	21107	<公正な成績評価の実施> ディプロマポリシーに基づき、学修目標や成績評価基準を学生に明確に示し、シラバスやホームページ等で公表するとともに、基準を点検・評価しつつ、厳正に単位認定を行います。	◎	→	→	→	【4年間の実績】 「学位論文審査基準」に基づき、適正に審査を行った。その結果、4年間で32名（修士論文コース25名、専門看護師コース7名）が学位論文審査および最終試験に合格し、修士課程を修了した。 ディプロマポリシーの到達度と、大学院生の主体的な学修を促進することを目的に「学修成果ルーブリック評価」を策定し、学内ホームページにて公開した。「学修成果ルーブリック評価」を用いて、入学時、2年次、修了時に実施し、主体的な学修の促進を図った。 【今後取組予定】 「学位論文審査基準」に基づき、学位論文審査および最終試験を適切に実施する。 学修成果ルーブリック評価を継続して運用するとともに、カリキュラムを評価し、必要な検討を行う。

<p>1 教育に関する目標 (2)教育の質の向上に関する目標</p>	21201	<p><授業の点検・評価> 教員相互による授業点検・評価、学生による授業評価の結果等を分析し、今後の教育内容に活用します。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】 授業の点検評価は、毎年度①教員相互による授業点検評価、②学生による授業評価、③授業改善等報告書によって実施し、学内ホームページ等において、学生および教職員にその結果を公表した。 教員相互による授業点検評価について、助教の教育力向上を図るため、助教が他領域の上位教員の授業に触れる機会を確保するよう制度を改正したほか、授業の点検評価方法や教員・学生への周知方法など随時見直しを行った。</p> <p>【今後取組予定】 教員相互による授業点検評価および学生による授業評価（授業の振り返りアンケートに名称変更）を実施し、授業改善等報告書を教育に活用する取組を継続する。</p>
	21202	<p><研修会等の開催> 質の高い教育を実践するため、研修会等を積極的に開催し、教員の教育能力向上に努めます。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】 教員の資質向上を図るため、全教員参加による多面的なファカルティ・ディベロップメント（FD）に取り組んだ。研修活動としては、研究・教育コロキウムを年に3～7回程度、FD研修会を年1～2回程度開催した。 大学院教育に必要なFD研修会を毎年開催し、質の高い教育の実践および教員の能力向上を図った。研修では、本学が設置をめざす大学院後期課程を視野に、「地元創成看護学」を採り上げたほか、大学院進学の意味やキャリア形成、博士後期課程における教育のあり方などについて理解を深めた。</p> <p>【今後取組予定】 各研修会、研究・教育コロキウムについて、テーマ、開催時間帯、開催場所を検討するとともに、相互研修など研修方法を工夫し、本学の実情にあった体系的なFDのあり方を探求する。 研究科の教育・研究のニーズへの対応、研究科の発展に向けた研修会を開催する。</p>

<p>1 教育に関する目標 (3) 学生支援に関する目標</p>	<p>21301</p>	<p><学習支援> 学生の学習相談や指導にきめ細かく対応できる体制や学生の自主的学習のための環境の整備、国家試験に向けた対策の充実に取り組みます。</p>	<p>◎</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>【4年間の実績】 本学が提供している学生支援体制およびその運用について維持向上に努め、必要に応じて改善に取り組んだ。 学生相談制度およびチューター制度については、年度当初のオリエンテーションやガイダンス等、さまざまな機会を利用し周知に努めるとともに、学生がいつでも利用でき、満足の得られる学習支援体制の維持に務めた。 令和3年4月にラーニング・コモンズを設置し、図書館と共に学生が自主的に学習できる環境を整備した。また、定期試験の学習や4年生の国家試験対策の学習のために、毎年10月～翌年2月まで講義棟3階の演習室を開放した。 国家試験に向けた支援では、卒業研究指導担当教員がチューターを兼ねる体制を整えて継続的に支援を行った。看護師・保健師・助産師の国家試験対策模擬試験を実施し、模擬試験の成績不振者に対しては、卒業研究担当教員が中心となり、個別指導を実施した。医療系国家試験対策予備校の講師による看護師および保健師国家試験対策特別講座の実施のほか、学内教員による生化学・栄養学・薬学に関する補講、過去問の解説メールや支援メールの送信、助産専攻の学生には別途補講・面談も実施した。 その他に、国家試験の傾向と対策に関する動画の作成・配信、国試対策ホームページの開設、学外の国家試験対策講座や模擬試験の情報提供も行った。</p> <p>【今後取組予定】 現在の学習支援体制を維持するとともに、年度ごとの学生の傾向を把握し、きめ細かな対応ができるよう、課題抽出と課題への対応を適切に実施する。 学生が自主的に学習できる環境を提供するとともに、国家試験合格に向けた学生支援の充実を図る。</p>
--------------------------------------	--------------	---	----------	----------	----------	---

	21302	<p><大社接続の支援></p> <p>学生が卒業生や看護職者等とつながり、幅広い分野の知見に触れることで自らの適性や関心等に気づき、卒業後の進路を決定することができるよう、大学と社会（医療機関、行政機関、地域社会）との連携に取り組みます。</p> <p>また、実務を継続しながら、高度な専門性を有する看護職者として活躍できるよう、生涯をとおして求められる実践能力向上のための支援に取り組みます。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】</p> <p>学生のキャリア形成支援の一環として位置づけている「就職説明会」「ようこそ先輩」について、新型コロナウイルス感染症対策を求められた期間中もオンラインで開催するなど工夫しながら実施した。「就職説明会」については令和5年度から、「ようこそ先輩」については令和6年度から対面形式での開催に戻して実施した。</p> <p>特別選抜合格者および保護者を対象に「三重の保健医療を支える未来の看護職者育成交流会」を開催し、入学までの過ごし方や入学前準備教育の実施内容を説明するとともに、県内の医療機関の看護部を招いて相談ブースを設けるなど、三重県で看護職者として働くイメージの醸成に努めた。卒業生のニーズや動向をふまえて、卒業生支援プロジェクトや卒業生のきずなプロジェクトの事業を継続的に企画・開催した。</p> <p>【今後取組予定】</p> <p>学生のキャリア形成支援に資するよう、「就職説明会」「ようこそ先輩」の開催を継続する。</p> <p>「三重の保健医療を支える未来の看護職者育成交流会」を継続し、主体的に卒業後の進路が決定できるよう支援する。卒業生支援プロジェクトや卒業生のきずなプロジェクトの事業を引き続き行う。</p>
--	-------	--	---	---	---	---	--

	21303	<p><就職支援></p> <p>県内看護職者の確保を念頭に置きながら、学生に対して就職に関する助言や指導、試験や面接対策等を実施するなどの支援を行うとともに、行政機関や県内医療機関等と連携・協力し、就職先に関する情報提供や就職ガイダンス等の強化に取り組めます。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】</p> <p>学生の就職・進学に向けての支援として、県内病院および行政機関の職員と直接対話できる機会となる「就職説明会」や、学生の適切な就職活動への支援を目的とした「就活講座」を継続して開催した。また、「就職・進学に関する調査」を継続して実施し、学生の進路選択に係る要因の把握に努めた。</p> <p>学内の支援体制として、看護師・保健師・助産師の職種別の相談体制を構築し、年間をとおして学生への就職に関する助言や支援を積極的に行った。</p> <p>【今後取組予定】</p> <p>「就活講座」については、年度ごとの学生の傾向やニーズに合わせてとともに、教員からの視点や臨地実習で求められる側面などを加味し、より適切な内容となるよう検討を加えて実施する。</p> <p>また、「就職説明会」の開催を継続するとともに、「就職・進学に関する調査」をとおして学生の就職志願動向を把握し、県・県内医療機関と連携して、学生の県内就職に向けた支援のあり方について検討していく。</p>
--	-------	---	---	---	---	---	---

I 大学の教育研究の向上に関する項目 (I-2 研究に関する項目)

中期目標	番号	中期計画	取組実績				
			3	4	5	6	中期計画の実施状況
2 研究に関する目標 (1) 研究水準および研究の成果等に関する目標	22101	<p><研究と地域課題との循環の促進> 地域の保健・医療・福祉の向上に資するため、行政をはじめとした関係機関との連携・協働を深め、地域の特性や課題、ニーズに応じた研究や看護学の発展に寄与する研究を行います。また、連携協力協定病院等の医療・保健機関との連携を強化し、研究の活性化を図っていきます。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】 教員各自の専門分野を活かした施設単位看護研究支援、看護研究発表会支援、看護研究SEED、看護研究エッセンス、ハウツー看護研究支援の実施をとおして、地域貢献や看護研究支援を行った。 また、連携協力協定病院等との連携を深めながら、研究を活性化・発展させることを目的に取り組む共同研究の令和7年度からの開始につなげた。</p> <p>【今後取組予定】 地域住民の健康意識の向上や看護学の発展に寄与する地域貢献事業や看護研究支援事業を継続する。また、連携協力協定病院等との共同研究を実施する。</p>
	22102	<p><競争的研究資金の獲得> 本学の教育の質の向上を図るため、全教員が各自の専門分野に応じた研究を推進するとともに、競争的研究資金の獲得に積極的に取り組みます。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】 「外部資金助成情報管理システム」による研究者向け助成金の情報提供や、適宜集約した獲得状況等の周知をするとともに、若手教員の研究計画作成への助言など教員相互の支援を継続することで、科学研究費補助金をはじめとする外部研究資金の申請率および採択率の向上に努めた。その結果、申請率はほぼ100%を達成した。また、科学研究費補助金以外の外部資金や受託研究費の獲得にも積極的に取り組み、科学研究費補助金以外の外部資金は4件の採択、受託研究は2件の契約を行った。</p> <p>【今後取組予定】 「外部資金助成情報管理システム」を適切に運用し、獲得状況等について適宜集約を行う。また、競争的資金の獲得に向けて、若手教員の研究計画作成に助言するなど、教員間で支援を行う。 企業等からの受託研究や共同研究等を増加させる方法を検討し、外部資金の獲得を図る。</p>

	22103	<p><研究成果の公表と還元></p> <p>研究成果を学術雑誌に公表するとともに、研究活動をインターネットや報告書等の多様な媒体や講演等の機会を活用して発表し、地域や県民に還元していきます。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】</p> <p>教員の主たる研究業績や研究課題等を「教員情報」としてホームページに掲載し、研究活動等の公表を行った。</p> <p>紀要については、国立情報学研究所の学術機関リポジトリに全巻を掲載し、情報発信を強化した。さらに、医学中央雑誌刊行会のデータベースにも全巻の著者抄録を提供した。加えて、紀要のあり方を検討し、大学として史料的価値のある論文や報告書を『史料』として掲載することとした。</p> <p>みかん大出前講座やリクエスト講座等の講師派遣、地域交流センター年報やホームページ等を通じて、研究活動の成果を地域や県民に還元した。</p> <p>【今後取組予定】</p> <p>各教員の主な研究活動や現在の研究課題等について、ホームページや紀要等を通じて、積極的に情報発信を行う。</p> <p>講師派遣、地域交流センター年報やホームページ等を通じて、研究活動の成果を地域や県民に還元する。</p>
<p>2 研究に関する目標</p> <p>(2) 研究実施体制の整備に関する目標</p>	22201	<p><研究活動への支援></p> <p>教員各自の専門分野に応じた独自の・先駆的な研究を支援するため、大学全体で推進体制を整備し、若手研究者に対する支援等を積極的に行うとともに、研究活動のための研修を実施します。また、研究活動における倫理上の問題事象や不正行為等を未然に防止するため、教員に対して普及啓発を行うとともに、研究倫理審査を実施します。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】</p> <p>研究活動の支援として、若手教員への支援や外部講師による研修会、科研費申請支援を実施するなど、積極的に取り組んだ。また、学長特別研究費の活用を促すための制度改正を行った。</p> <p>研究倫理審査会を毎月開催し、研究倫理の堅持を図るとともに、申請された研究計画に対する倫理審査を適切かつ安定した体制で実施した。</p> <p>研究倫理審査は、侵襲や健康への介入が伴う研究に対して行う本審査と、侵襲がない、あっても軽微である研究に対して行う迅速審査の2種類に分けて行った。</p> <p>令和3年度には、多機関との共同研究実施にかかる申請要領を新設し、その関連書式を整備した。その他に、研究倫理審査会委員長代理の設置、研究期間の上限の廃止、『人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針』が求める定期報告として「研究経過報告書」の提出、研究期間終了の定義等、倫理審査規定や申請要領等の改正を随時実施した。</p> <p>研究費執行の不正防止への取組として、財務・運営課が教職員向けに作成している「研究費等執行マニュアル」の見直しを毎年行い、教職員に周知徹底するとともに、研究費を執行する際の注意点等や他大学等の不正事例を教職員全員に周知することで、不正防止の意識向上につながるよう取り組んだ。</p> <p>「不正行為防止等に関する規程」の改正、「研究データの保存等に関するガイドライン」の策定を行い、事務局職員や外部講師による不正行為防止に関する研</p>

						<p>修会を繰り返し行うことで、教職員の意識向上に努めた。</p> <p>【今後取組予定】</p> <p>若手研究者をはじめとする研究支援を推進するとともに、科学研究費など外部資金の申請支援として、外部講師を招いた研修会を開催する。研究倫理審査会を定期的に開催し、研究倫理をさらに徹底するとともに、必要に応じ運用や規程・要領を見直すなど、継続的な改善を行う。</p> <p>不正防止については、「研究費等執行マニュアル」の周知徹底を行うとともに、不正防止に関する啓発研修を行い、教職員の意識向上を図っていく。</p>
--	--	--	--	--	--	---

II 社会・地域貢献に関する項目

中期目標	番号	中期計画	取組実績				
			3	4	5	6	中期計画の実施状況
1 看護職者に向けた取組に関する目標	31101	<p><看護職者の能力向上></p> <p>看護学の教育研究拠点として地域交流センターを核に、県内の保健・医療・福祉の向上に貢献できるよう地域連携事業を積極的に推進し、県内の看護職者の質向上のための教育および研究を支援します。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】</p> <p>三重県受託事業として、「病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修事業」、「看護職員認知症対応力向上研修事業」、「助産師（中堅者・指導者）研修事業」、「三重県新人助産師合同研修事業」および「母子保健体制構築アドバイザー事業」に積極的に取り組んだ。また、三重県の病院の看護研究支援を継続して行い、看護職者の教育・研究を支援した。</p> <p>令和4年度から3年間、認定看護師教育課程「感染管理」を開講し、54名の修了生を輩出した。</p> <p>【今後取組予定】</p> <p>三重県受託事業や認定看護師教育課程「感染管理」フォローアップ事業を継続して行う。</p>
	31102	<p><卒業生へのキャリア支援></p> <p>本学卒業生を対象に就労状況やキャリア支援に係るニーズ調査等を実施し、卒業生のニーズに応じた支援等を行います。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】</p> <p>卒業生のニーズや動向をふまえて、卒業生支援プロジェクトや卒業生のきずなプロジェクトの事業を継続的に企画・開催した。</p> <p>【今後取組予定】</p> <p>卒業生支援プロジェクトや卒業生のきずなプロジェクトの事業を引き続き行う。</p>

2 県民に向けた取組に関する目標	32101	<p><県民のヘルスリテラシーの向上> 本学が有する資源や教員各自の専門分野を活かした講演等を実施し、地域に貢献していきます。地域交流センターが推進する事業をとおして、県民のニーズの把握に努め、県民のヘルスリテラシーの向上に資する取組を行います。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】 県民のヘルスリテラシー向上に資する取組として、教員各自の専門分野を活かした講師派遣、教員提案事業等を随時内容を更新しながら実施した。公開講座は受講者の特性やニーズを把握し、開催時期、内容、方法等の見直しや工夫、感染対策等を行いながら、毎年度3回開催した。</p> <p>【今後取組予定】 教員各自の専門分野を活かした講師派遣や教員提案事業等の取組を継続して行う。</p>
3 さまざまな主体との連携に関する目標	33101	<p><教育研究活動に基づく社会・地域貢献> 行政機関や医療機関、福祉施設等と情報交換等を行い、地域のニーズを把握し、教員各自の専門分野を活かして、県内の保健・医療・福祉の課題解決や行政機関の政策立案等に協力します。また、教員が学術研究団体等に参画・連携し、広く社会に資する活動を推進します。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】 県内看護管理者意見交換会を、新型コロナウイルス感染症の拡大期間中のオンライン形式も含めて毎年度開催し、医療機関、行政、大学のさまざまな課題を共有するとともに課題解決に向けた活発な意見交換を行った。</p> <p>令和5年度に藤田医科大学七栗記念病院と、令和6年度に三重中央医療センターと連携協力協定を締結し、協定締結病院は14病院となった。また、共同研究や公開講座の共催で連携協力を進めることとなった。</p> <p>教員が県内行政機関の各種委員会、審議会等委員や各種学会等の役員等として積極的に参画し、政策立案や学術振興に幅広く貢献した。</p> <p>【今後取組予定】 行政機関や医療機関、福祉施設等との情報交換等から地域のニーズを把握し、教員各自の専門分野を活かして、県内の保健・医療・福祉のさまざまな主体と連携する活動を行う。</p>

Ⅲ 大学運営に係る環境整備に関する項目

中期目標	番号	中期計画	取組実績				
			3	4	5	6	中期計画の実施状況
1 生活支援等に関する目標	41101	<p><学生の生活支援></p> <p>学生生活が快適で豊かなものとなるよう、学生アンケートを実施しニーズを把握するとともに、健康・生活面での不安や悩みの解消に向けて面談等を積極的に行います。また、必要に応じて大学独自の修学支援基金を活用するとともに、社会に貢献したいという学生の思いや活動を支援するため、ボランティア活動に関する情報提供等を行います。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】</p> <p>毎年度当初の入学生オリエンテーション、在校生ガイダンスにおいて、学習面、生活面、経済面等の支援体制をはじめ、学内施設・設備の使用ルールなどに関する資料を配布して、その詳細を説明した。</p> <p>継続して実施している学生を対象とした「大学生活に関するアンケート」に加えて平成30年に設置した「学生生活に関する意見箱」や、令和5年度から導入したQRコードからアクセス可能なWeb投稿により、学生が意見を出しやすい環境を整えた。「学生生活に関するアンケート」の結果は学内ホームページで公表し、意見箱やWeb投稿への投書に対しても対応可能な内容については担当委員会を通じて迅速に対応した。</p> <p>各種健康相談制度としては、学校医やスクールカウンセラーによる相談の他、健康管理室に常駐している職員や、母性看護学の教員による相談など、学生の不安や悩みの解消に向けて相談しやすい環境づくりを継続した。</p> <p>経済的理由によって学資の負担が困難であり、かつ学業優秀と認められる者について、授業料の減免を行うとともに、三重県立看護大学修学支援基金を活用した「みかん大進学支援給付金」制度による給付金支給、新型コロナウイルス対策としてのPCR検査費用への補助などを実施した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により学外活動が制限された期間は、学内でボランティア活動ができる場を設け、学生のボランティア活動を支援した。ボランティア報告会は、令和3年度に新型コロナウイルス感染症の影響で対面からポスター掲示に切り替え、その後も学生のボランティア活動の意識が根付くように、ポスターに学生の活動コメントを複数記載して長期間掲示する方法で実施した。ボランティア募集は、掲示やメールに加え、学内ポータルサイトなど複数のツールを活用して情報提供を行った。</p> <p>国の修学支援新制度に則り、経済的理由によって学資の負担が困難であり、かつ学業優秀と認められる学生に対し、授業料等の減免を行った。</p> <p>また、三重県立看護大学修学支援基金を活用した「みかん大進学支援給付金制度」に則り、対象学生に給付奨学金を支給した（令和3～6年度支給実績 計16名）。令和5年度からは、学生がより利用しやすくなるように給付要件等を見直した。</p>

							<p>【今後取組予定】</p> <p>学生への生活支援体制を維持するとともに、年度ごとの学生の傾向を把握し、きめ細かな対応ができるよう、課題抽出と課題への対応を適切に実施する。</p> <p>学内ポータルサイトを積極的に活用してタイムリーにボランティア募集を周知するなどして、学生のボランティアへの関心を高め、ボランティア活動が継続的に行えるように支援する。</p> <p>経済的に困窮する優秀な学生への支援について、国の制度に則り、適切に授業料等減免事務を進める。また、「みかん大進学支援給付金制度」についても適切に給付事務を進める。</p>
41102	<p><教職員の健康管理></p> <p>健康で働きやすい職場環境を形成するため、業務の特性や社会情勢をふまえた働き方を推進します。また、長時間労働による健康障害の発生を予防することなどを目的として産業医による面接指導や職場巡視等を実施し、職場環境や業務方法の改善に取り組みます。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】</p> <p>産業医面談や職場巡視等により、健康で働きやすい職場環境づくりを推進している。産業医と安全衛生管理者が意見交換を行うとともに、健康管理上特に留意すべき事項については、衛生総括安全衛生管理者等が報告を受け、衛生委員会にて情報共有を図った。</p> <p>教職員の満足度は漸減傾向にあるが、令和6年度にあっては、事務局職員満足度において顕著な上昇が見られた。</p> <p>教職員のストレスチェックの結果数値は、緩やかではあるがストレス度が高くなる方向に動いているものの、全国水準より低い水準は維持できている。</p> <p>【今後取組予定】</p> <p>令和6年度の時点で全教員が裁量労働制を選択しており、個々人の総労働時間を注視するとともに、健康管理上で留意すべき事項については産業医と情報を共有し、健康で働きやすい職場環境づくりを推進していく。</p> <p>事務局職員の満足度に顕著な上昇が見られた要因分析には至っていないが、職位を超えた話し合いや、定期的に法人雇用職員の声を集約して局長等に届けるといった取組を始めており、風通しのよい職場づくりに資する手法として教員への還元を検討していく。</p> <p>健康リスクについては、ストレス度が高くなる原因等の分析を図り、職場環境の改善に取り組んでいく。</p>	

2 施設・設備の整備、維持管理に関する目標	42101	<p><教育環境・IT環境の整備></p> <p>質の高い教育、研究の実践に必要な、IT環境を含む施設・設備・備品等の整備・充実を、財政状況をふまえて計画的に実施するとともに、適切に維持管理を行います。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】</p> <p>大学改革推進等補助金の採択を受けて、実習棟に動画収録遠隔配信システムやシミュレーション病室を整備するとともに、自己収入や目的積立金を活用し、多目的講義室の充電用コンセント設置、大講義室の大型液晶モニター整備、大講義室と多目的教室への電子教科書専用Wi-Fi回線の整備などを行った。ソフト面ではWebClassの導入により、履修登録や資料提出がWeb上で可能となり、学生および教職員の利便性が向上した。</p> <p>建築から27年が経過し老朽化が進む建物や設備については、本学の長寿命化計画に基づいた県からの施設整備費補助金により、吊天井、外壁、昇降機、空調熱源、電源設備などの改修を順次行った。また、災害時における停電時等発生時のネットワークシステム状況の確認を行った。</p> <p>【今後取組予定】</p> <p>学内LANの更新を令和7年度に行う（契約は令和6年度に締結済み）。建物、設備については長寿命化計画に基づき、令和7～8年度で研究棟、講義棟、渡り廊下の屋上防水改修、研究棟空調設備改修、令和8年度にファンコイルユニット等の改修を行う。</p>
	42102	<p><図書館運営の充実></p> <p>電子化の進展やアクティブ・ラーニングの推進等の環境変化をふまえながら、学術情報の基盤としての基本的機能を引きつづき果たすことができるように、効率的な図書館運営に努めます。また、地域にも開放し、地域住民の利便に供します。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】</p> <p>新型コロナウイルス感染症蔓延時には利用制限をしていたが、5類に移行した令和5年度からは利用制限を撤廃し、以前と同様の図書館利用サービスを提供した。医学中央雑誌Webの大規模なバージョンアップがあった令和6年度は、その活用方法を再確認する機会として教員向け講座を開催した。</p> <p>附属看護博物館はテーマに基づく展示を企画し、2年ごとに展示を入れ替えて運用した。</p> <p>【今後取組予定】</p> <p>書籍や学術雑誌の電子化やインターネットを利用した文献検索など変化するデジタル環境に即した効率的な図書館運営に努めるとともに、特色ある図書館のあり方について検討を継続する。また附属看護博物館においては次期企画展示に向けた準備を進めるとともに、広報に取り組む。</p>

	42103	<p><環境等への配慮> 施設・設備の整備や管理運営にあたっては、省エネルギー対策やユニバーサルデザインに配慮して行います。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】 本学独自の環境マネジメントシステムの運用により、教職員および学生の環境保全に対する意識の向上を図った。また、学内照明のLED化や自動消灯、補助金を活用した空調熱源改修等により、令和3年度から5年度にかけて学内の電気使用量は大幅に低減したが、令和6年度は令和5年度と比較し微増となった。 電気使用量 R3:733,111kWh R4:724,805kWh R5:643,819kWh R6:670,040kWh こうしたエネルギー消費に関する情報は、省エネルギーやSDGs関連の情報と合わせ、年2回発行のグリーン通信（Vol.12-19）で共有するとともに、学生、教職員が参加する研修会においても周知し、環境保全につながる行動の啓発に努めた。 ユニバーサルデザインの取組については、障がい者用駐車場を大駐車場に設置し、講堂等を利用する車いす利用者に配慮した環境整備を行った。</p> <p>【今後取組予定】 教職員および学生に対し節電に対する啓発、呼びかけを行い、省エネ対策を行うとともに、講堂棟照明のLED化を行う。</p>
3 危機管理に関する目標	43101	<p><大規模災害時等への対応> 大規模災害発生時等に、自らの生命・安全を確保し、大学の教育・研究活動に対する被害を最小限にするため、学生や教職員一人ひとりが主体的に考え、行動できるよう防災訓練を実施します。また、発災時に備え、平常時から地域における大学の役割や機能を行政機関と共有するとともに、被災時の早期復旧・相互支援のため、大学間の支援・協力体制づくりを進めています。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】 学生および教職員に対し、年度当初のオリエンテーションやガイダンス等において安否確認システムについて周知を行うとともに、安否確認システム操作訓練を年2回実施し、大規模災害に対する意識の醸成を図った。 大規模地震災害マニュアルに基づいて、毎年度学生、教職員参加の防災訓練を実施するとともに、業務継続体制の見直しを行った。また、災害時に備蓄物品を有効に活用できるよう、保管状況や使用方法を確認した。令和4年度には停電時の非常用発電機を設置団体の補助を受けて更新し、稼働時間が3時間程度から24時間程度に拡大した。 能登半島地震の発生や南海トラフ地震臨時情報の発表を契機に大規模地震災害マニュアルと安否確認システム運用方針を見直し、非常参集、安否確認の要件をより実効性のあるものに改めた。 三重県看護系大学防災協議会（県内の看護系4大学で構成）に毎年度参画し、情報交換や災害発生時の大学間の相互支援についての協議を行った。 施設面においては、県の施設整備費補助金により令和3年度には大講義室および図書館の吊天井の改修、令和3～6年度にかけて実習棟、講義棟、研究棟、管理棟、図書館棟、機械棟の外壁改修工事を行い、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめられるよう改修を行った。 また、大規模災害発生時にライフラインを確保できるように、災害時における</p>

						<p>設備等の作動条件の確認を行った。</p> <p>【今後取組予定】 学生および教職員に対し、安否確認システムの制度の周知徹底を図るとともに、システム操作訓練を継続して行い、大規模災害に対する意識の醸成に努める。 大規模地震災害マニュアルを随時見直し、災害発生時に迅速に対応にあたる体制を維持するとともに、防災訓練を継続して実施し、学生および教職員の災害対応力を高める。</p>
43102	<p><危機管理への対応></p> <p>大学に重大な被害や支障を来すおそれのある危機を未然に防止するとともに、危機が発生した場合に被害等を最小限にとどめることができるよう、日頃から大学運営におけるリスク等を想定して適切な措置を講じ、危機的状況に陥らないよう取り組みます。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、感染拡大防止対策を講じるとともに、学内でのワクチン接種の実施やオンライン授業など学生の学修機会の確保に務めた。 大規模災害の発生に備えるため、大規模地震災害マニュアルの見直しや防災訓練、安否確認訓練を実施した。 情報セキュリティリスクへの対策として、サイバーセキュリティ対策や保有する機密情報、個人情報の適正管理に務めた。</p> <p>【今後取組予定】 これまでに構築した危機管理に係る仕組みを着実に運用し、法人における危機管理体制を高める。 教職員および学生の危機管理への意識を高めるため、年度当初のオリエンテーションやガイダンスにおいて研修を行うとともに、防災訓練や安否確認システム操作訓練を継続して実施する。</p>

4 人権尊重に関する目標	44101	<p><人権尊重とハラスメント防止></p> <p>全ての学生および教職員、学内関係者が個人として尊重され、人権を侵害されることのない健全な環境を確保するため、人権意識の高揚と人権侵害の防止等に努めます。また、ハラスメントに起因する問題など、人権の侵害に関わる事案が発生した場合には、迅速かつ適切に対応します。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】</p> <p>学生を対象にハラスメント防止の研修会を開催し、意識向上に努めた。また、全教職員を対象としたハラスメント相談窓口研修の実施に加え、ハラスメント調査員を対象とした研修を年1回、継続して実施した。現行の相談体制が平成27年度に整備されて以降、令和5年度に学内相談窓口に5件、外部相談窓口に1件、令和6年度に学内相談窓口に3件あり、それぞれ対応されたが、調整員への取次希望はなかった。また、令和6年度にはハラスメントに関する匿名の投書があったことを受けて、委員会では実態把握の調査を行うとともに、ハラスメント防止体制に関する研修を実施した。</p> <p>【今後取組予定】</p> <p>困っている状況に対し、安心して相談することができる体制を構築し、人権が侵害されない環境づくりに取り組む。</p> <p>また、教職員および調整員への研修を行い、相談対応力の向上を図る。</p>
--------------	-------	---	---	---	---	---	---

IV 的確な業務運営の実施および業務改善に関する項目

中期目標	番号	中期計画	取組実績				
			3	4	5	6	中期計画の実施状況
1 組織運営の改善に関する目標	51101	<p><組織体制></p> <p>理事長のリーダーシップのもと、幅広い視野で社会や地域のニーズを的確に把握するとともに、大学の強みや特色を活かして、教育、研究、社会・地域貢献の機能を最大限発揮できるよう、機動的かつ効率的に内部統制がとれた組織運営を行います。</p> <p>また、学生や教職員に対するアンケートなどを通じて、教育研究に係る問題点等を把握し、組織運営の改善に取り組みます。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】</p> <p>教務に関することのほか、学部運営における責任者としての立場を明確にするため、令和3年度に学部長を設置した。</p> <p>法人会議を定期的開催し、重要事項を審議、決定するとともに、高い識見を有する学外からの意見、示唆を得られた。</p> <p>法人および大学の重要課題を協議する企画運営会議を毎月開催することで、法人・大学としての意思、方向性を迅速に組織に示すことができた。</p> <p>内部統制委員会を開催し、組織行動の根拠となる規程の改正やチェック体制に係る事例の報告を受けるとともに、発生した問題事例に対する改善手法等を議論した。</p> <p>学生や教職員アンケートの結果等から得られた組織体制・運営に係る問題点等については、随時組織として対応した。</p> <p>本学の喫緊の課題や将来構想など幅広い議論を深めるため、令和5年度に理事長の諮問機関として大学戦略会議を設置し、18歳人口の減少やデジタル化の進展など今後予想される教育環境の変化を見据えながら、本学の教育研究活動の発展の方向性や有効な取組について検討した。検討結果は学長に具申するとともに、具体的な取組の実施について関係委員会に指示した。</p> <p>【今後取組予定】</p> <p>法人会議を適切に運営し、法人に関する重要事項の審議等を円滑に実施していく。</p> <p>法人・大学としての意思、方向性を迅速に組織に示すため、企画運営会議を毎月開催する。</p> <p>コンプライアンスを遵守して、中期計画に基づいた業務を有効かつ効率的に遂行するため、内部統制を適切に運営していく。</p> <p>学生や教職員アンケート等から得られた組織体制・運営に係る問題提起については、具体化できるよう検討していく。</p> <p>大学戦略会議において大学の将来構想など幅広く議論を進めるとともに、学長のリーダーシップの下で各委員会等と連携して具体的な展開を推進する。</p>

<p>2 人材の確保・育成に関する目標 (1) 人材の確保に関する目標</p>	52101	<p><教職員の充足> 本学の教育理念・教育目標が達成できるよう、中長期的な視点に立って、教員の採用や育成を行うとともに、それぞれの専門分野における豊かな知識と研究能力を有する優秀な人材の確保・登用等に努めます。また、事務職員については、事務局の運営に必要な人材を確保するとともに、専門性の向上や組織の活性化を図るため、業務内容に応じて適切に配置します。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】 教員の確保は大学にとって大きな課題であるが、令和6年度においても常勤教員定数を充足させることはできていない。 本学における教育活動の充実、連携協力協定病院における臨地教育の質向上に資するために、連携協力協定病院の職員を本学に助手として受け入れる人事交流制度に取り組んでおり、4年間で延べ6名の人材を受け入れた。 県派遣職員を確保するとともに、法人固有職員を採用するなど多様な雇用形態を活用しながら、事務局職員を適切に配置してきた。 なお、令和3年度4名であった法人固有職員は、令和6年度現在で6名（うち有期雇用1名）となっている。</p> <p>【今後取組予定】 効果的な教員確保に取り組み、常勤教員定数の充足に努めていく。 連携協力協定病院との関係強化に取り組み、双方にとって有益な人材交流を検討していく。 県派遣職員を確保しつつ、業務を通じて若手法人固有職員を育成し、専門性の向上および事務局の活性化を図るため、事務局職員を適切に配置する。</p>
<p>2 人材の確保・育成に関する目標 (2) 人材の育成に関する目標</p>	52201	<p><教員の育成と働き方> 教員活動評価・支援制度を適切に運用し、教員の業績を評価するとともに、研修やファカルティ・ディベロップメント活動を通じて優秀な教員の育成につなげていきます。また、業務実態や評価結果をふまえ、評価制度の改善や研修の充実を図っていきます。さらに、より働きやすい環境を整えていくため、労働法制の改正やアンケート調査の結果等をふまえて、サービス制度や働き方の見直し・充実に取り組んでいきます。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】 令和3年度に評価方法を見直した教員活動評価・支援制度については、令和5年度に制度見直し後の運用について検証し、運用方法に課題を有していることが明らかになったため、改めて制度の周知徹底を図った。 学内の制度を活用した大学院博士後期課程への進学については、本学教員としての能力向上の観点から積極的に働きかけた結果、令和3年度から令和6年度までの間に2名が学位を取得した。 働きやすい環境づくりに関しては、教員アンケートの結果から得られた意見等をふまえ、可能なものについて随時対応を行った。</p> <p>【今後取組予定】 教員活動評価・支援制度を適切に運用するとともに、必要に応じた見直し、制度導入の意図や運用方針の改めての周知等にも配慮し、教員の理解度、納得度を高めていく。 教員の能力向上、モチベーション向上の観点から、引き続き若手教員の大学院進学を支援していく。 教員満足度アンケートから得られた意見等をふまえ、教員の働き方の見直しを進めていく。</p>

	52202	<p><事務職員の育成と働き方></p> <p>評価制度を適切に運用し、事務職員の強み・弱み等を把握するとともに、業務に関連する研修へ積極的に参加させ、育成を図っていきます。とりわけ、中長期にわたり法人運営を支える固有職員については、体系的かつ着実に育成していきます。また、教員と同様に、より働きやすい環境を整えていくため、労働法制の改正やアンケート調査の結果等をふまえて、服務制度や働き方の見直し・充実に取り組んでいきます。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】</p> <p>期首、中間、期末の面談および評価に係るフィードバック面談を通じて、職員個々の強み、弱みを把握するとともに、組織として期待していること等を伝えるなど評価制度を適切に運用した。</p> <p>業務に関連する研修への積極的な参加を働きかけ、とりわけ法人固有職員に対しては、自己啓発意欲の向上を図るための費用補助制度、キャリア形成支援事業を令和5年度から導入した。</p> <p>働きやすい環境づくりに関しては、風通しのよい職場づくりに推進するとともに、効率的な事務執行等の観点から柔軟に事務局組織や事務分掌の変更を行った。</p> <p>【今後取組予定】</p> <p>評価制度を適切に運用し、職員個々の強みの伸長、弱みの克服といった職員の成長を支援していく。</p> <p>業務に関する研修に関しても引き続き積極的な参加を働きかけていく。また、法人固有職員については、研修のあり方を見直し、新規採用職員研修から主査級研修までの研修体系を構築する。</p> <p>職位を超えて自由に話せる場の充実等による風通しのよい職場づくりの推進とともに、社会環境の変化に柔軟に対応できる効率的な事務局組織や事務執行体制を構築していく。</p>
--	-------	---	---	---	---	---	---

V 財務内容の改善に関する項目

中期目標	番号	中期計画	取組実績				
			3	4	5	6	中期計画の実施状況
1 自己収入の確保に関する目標	61101	<p><自己収入の確保> 授業料等の学生納付金や地域交流センター事業の講習料等を、受益者負担の観点から、社会情勢等も念頭において適宜見直し、収入の確保を図ります。また、大学運営に支障のない範囲で、適切な料金で施設等を貸し付けるとともに、本学の広報媒体への広告掲載等により収入の確保に努めていきます。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】 認定看護師教育課程を令和4年度から3年間開講し、合計72,684千円の収入を得た。施設貸出については新型コロナウイルス感染症が5類に移行した令和5年度から本格的に再開し、3,521千円の収入を得た。また、大学広報誌へ広告枠を設定し、医療機関などから690千円の広告収入を得た。さらに、修学支援基金への寄附を三重県のふるさと納税にも広げ、合計3,747千円の寄附を得た。</p> <p>【今後取組予定】 自己収入の確保については、地域交流センター事業や施設貸出などにより、収入の確保に努める。さらに、修学支援基金について、継続して寄附が集められるよう税額控除制度の適用やふるさと納税制度を含めて周知を図る。</p>
	61102	<p><知的財産の適切な保護と活用> 教員の職務発明については、大学の知的財産として適切に管理するとともに、研究活動や産学官連携を推進し、事業化の実現をめざします。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】 5件の特許を取得し、保有する特許について、イベントや学会で展示を行うなど事業化に向けた取組を行った。また、知的財産の知識、理解の向上を図るため、教職員に対し、知的財産に関する研修を毎年行った。</p> <p>【今後取組予定】 教職員に対し、知的財産の啓発、研修を行う。</p>
2 経費の抑制に関する目標	62101	<p><経費の抑制> 組織や事務処理方法の効率化、費用対効果をふまえた電子化、調達方法の不断の見直し、環境マネジメントシステムの運用、コスト意識の徹底等により経費の抑制を図っていきます。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】 当初予算編成方針に基づいた適切な予算執行を行った。また、決算の内容について、決算データのグラフ化等、財務状況をより分かりやすい形で表記するよう工夫の上、令和6年度からは教員全員が参加する会議において説明した。</p> <p>経費の抑制策として、学内照明のLED化の促進、消灯時間を早めるなどの節電に努めるとともに、本学独自の環境マネジメントシステムの運用による光熱費低減への意識付けなど、多くの工夫を通じて学内の節電意識の向上に取り組み、経費抑制に務めた。</p> <p>【今後取組予定】 予算の編成方針を示して、教育・研究予算を精査し、適正な配分を行うとともに</p>

							に、決算数値や大学の経営状況などを教職員に対してわかりやすく説明し、コスト意識の向上と経費の抑制を図る。
3 資産の運用管理の改善に関する目標	63101	<p><資産の適正管理></p> <p>土地・建物等の保有財産については適正な維持管理を行い、大学運営に支障がない範囲で施設等の貸し付けや開放を行い、社会・地域貢献に努めます。また、保有資金については、収支計画を勘案しながら、安全を前提に適正かつ有効な資金運用を行います。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】</p> <p>学生や教員の教育・研究活動に支障が生じないように、日頃から大学の施設管理や清掃業務の委託会社と連携を図り、大学施設の安全かつ適切な維持管理を行った。</p> <p>施設設備については、本学の長寿命化計画に基づき、県と協議を行いながら、吊天井、外壁、電源設備、熱源設備等の改修を計画的に行った。</p> <p>令和5年度からは施設貸出を再開し、地域、社会貢献に務めた。</p> <p>保有資金については、収支計画を勘案しながら、毎年安全な定期預金を行い、利息収入を得た。</p> <p>【今後取組予定】</p> <p>資産の管理・運用を安全かつ適正に行うとともに、本学の教育、研究活動に支障がない範囲で施設の有効活用を図る。</p>

VI 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する項目

中期目標	番号	中期計画	取組実績				
			3	4	5	6	中期計画の実施状況
1 大学教育の質保証に関する目標	71101	<p><自己点検・評価および外部評価> 教育研究活動によって得られた成果や中期目標の達成状況等について、自己点検・評価を客観的かつ継続的に行うとともに、第三者評価（認証評価等）を実施し、これらの結果に基づいて改善に取り組むことにより、大学教育の質保証をさらに推進します。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】 毎年度、各委員会等が実施した点検・評価について、自己点検評価委員会と各委員長が意見交換することで、学長を責任者とした全学的な体制での自己点検・評価を実施した。この内容に基づき、三重県公立大学法人評価委員会の評価を受けた。評価結果については全教職員にフィードバックして、取組の改善や次年度の計画策定へ活用するなどした。 また、令和3年度には看護学教育評価機構の評価（看護学分野）を受審し、評価基準に適合していると評価された。さらに、令和元年度に受審した大学基準協会による認証評価で付された改善課題についても「改善の成果が表れている」との評価を得た。</p> <p>【今後取組予定】 自己点検・自己評価を実施するとともに、令和7年度に認証評価機関による認証評価を受審し、評価の意見を中期計画の策定に反映する。</p>

	71102	<p><内部監査の推進></p> <p>会計処理をはじめ法人の業務運営等幅広い分野において、監査実施方針に基づき内部監査を計画的・体系的に実施し、問題点等が発見された場合は、速やかに改善していきます。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】</p> <p>中期目標期間内において監査テーマが一巡するように策定した中長期監査計画に基づき、計画的・体系的に監査を実施した。また、監査にあたってはリスクアプローチによる監査も実施した。内部監査結果については、理事会へ報告を行うとともに、指摘事項への対応状況を確認した。</p> <p>【今後取組予定】</p> <p>中長期監査計画に基づき内部監査を実施する。</p>
2 情報の公開・発信に関する目標	72101	<p><情報公開・情報発信の推進></p> <p>法人運営の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすため、財政状況等の法人情報を公開します。また、大学の情報を積極的に発信し、大学の取組等をわかりやすく伝えていきます。</p>	◎	→	→	→	<p>【4年間の実績】</p> <p>毎年度、決算後には財政状況等の法人情報を大学ホームページに公開し、発信を行った。情報公開請求についても、適切に対応し、情報公開を行った。</p> <p>大学広報紙を年4回発行し、同時に大学ホームページにも掲載して情報発信を行った。社会のニーズに合わせた広報の手法や内容を随時検討し、新たに大学の紹介動画を作成して動画共有サイトで公開するなど、効果的な広報に努めた。</p> <p>【今後取組予定】</p> <p>財政状況等の法人情報を公開し、法人運営の透明性を高めていく。情報公開請求にも適切に対応し、公開を行っていく。</p> <p>大学広報紙やホームページなどの情報媒体を活用し、県民、入学希望者、医療機関・行政機関に対して、本学の教育・研究活動や入試に関する情報の発信を行う。</p> <p>大学院志願者を確保するため、大学院紹介動画を作成する。</p>

《 4 参考資料 》

○公立大学法人三重県立看護大学中期目標に定める数値目標の達成状況（第三期中期目標期間）

指 標 名		R3	R4	R5	R6	R7	R8	合計	備 考
I (1) 教育に関する目標									
看護師国家試験合格率(%)	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	
	実績値	99.0	99.0	98.1	100.0			-	
保健師国家試験合格率(%)	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	
	実績値	96.0	98.0	99.0	100.0			-	
助産師国家試験合格率(%)	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	
	実績値	100.0	90.9	100.0	100.0			-	
看護師国家試験合格者数(人)	目標値	95	95	95	95	95	95	-	
	実績値	98	98	101	96			-	
保健師国家試験合格者数(人)	目標値	95	95	95	95	95	95	-	
	実績値	95	97	102	96			-	
助産師国家試験合格者数(人)	目標値	10	10	10	10	10	10	-	
	実績値	10	10	10	10			-	
県内就職率(%)	目標値	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	-	県内への看護職就職者数/就職者数
	実績値	62.5	56.6	57.4	54.3			-	
修士学位取得者数(人)	目標値	8	8	8	8	8	8	-	研究科での学位取得者数
	実績値	12	10	3	7			-	
I (2) 研究に関する目標									
競争的研究資金申請率(%)	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	申請(継続含む)教員数/在職教員数
	実績値	97.8	100.0	100.0	100.0			-	
外部研究資金採択率(率)	目標値	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	-	科学研究費補助金等の外部研究資金の採択率
	実績値	50.0	59.2	56.9	58.2			-	
II 社会・地域貢献に関する目標									
看護職者を対象とした講座等の開催数(回)	目標値	100	100	100	100	100	100	-	看護職者を対象とした専門講座等を開催した数
	実績値	123	130	175	145			-	
県民向け講座等の開催数(回)	目標値	96	96	96	96	96	96	-	県民が参加可能な講座等を開催した数
	実績値	97	131	126	133			-	
学術研究団体等のさまざまな主体の活動に参画した数(人)	目標値	48	48	48	48	48	48	-	県内外の学術研究団体の役員や行政等の審議会委員等に就任した教員の延べ人数
	実績値	58	63	66	64			-	
III 大学運営に係る環境整備に関する目標									

指 標 名		R3	R4	R5	R6	R7	R8	合計	備 考
学生アンケートによる学生の満足度(%)	目標値	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	-	学生アンケートによる大学生生活の支援に対する満足度
	実績値	97.1	96.3	97.8	97.7			-	
IV 的確な業務運営の実施および業務改善に関する目標									
中期目標期間中の改善事例件数(件)	目標値	-	-	-	-	-	-	10	中期目標期間中に学生や教職員から要望を受け改善に取り組んだ事例の総数
	実績値	3	2	3	2			-	
V 財務内容の改善に関する目標									
中期目標期間中の法人の自己収入額(千円)	目標値	-	-	-	-	-	-	143,000	中期目標期間中の授業料、入学金を除く自己収入の総額
	実績値	34,872	50,006	46,077	38,014				
VI 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する目標									
自己点検・評価結果に基づく改善率(%)	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	前年度の課題の解決に向けての取組の実施割合
	実績値	100.0	100.0	100.0	100.0			-	
自己点検・評価の実施状況(回)	目標値	1	1	1	1	1	1	-	自己点検・評価の実施回数
	実績値	2	1	1	1			-	

○ 三重県公立大学法人評価委員会名簿

	氏 名	役 職 等
委員長	丸 山 真 司	日本福祉大学教育・心理学部教授
委 員	酒 井 真 利 子	公認会計士、株式会社 SAKURA CPA Network 代表取締役
委 員	中 川 崇	(株)百五銀行 常勤監査役
委 員	前 田 朝 子	(株)オオコーチ取締役会長
委 員	正 木 治 恵	国立大学法人千葉大学 副学長

○ 三重県公立大学法人評価委員会の開催状況

- ・ 第1回 令和7年6月3日
- ・ 第2回 令和7年7月1日
- ・ 第3回 令和7年7月28日
- ・ 第4回 令和7年8月20日

○ 地方独立行政法人法（平成15年7月16日法律第118号）〈抜粋〉

第七十八条の二 公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

- 一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績
- 2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。
- 4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。この場合において、同条中「及び年度計画並びに」とあるのは「及び」と、「毎年度、当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）附則〈抜粋〉

第三条

3 新地方独立行政法人法第七十八条の二の規定は、公立大学法人に係る令和六年四月一日以後に開始する中期目標の期間に受ける地方独立行政法人法第十一条第一項に規定する評価委員会（以下この条において「評価委員会」という。）の評価について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間に受ける評価委員会の評価については、なお従前の例による。

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の改正について〈抜粋〉

令和5年6月16日付 総務省自治財政局長及び文部科学省高等教育局長通知

1. 改正の概要

公立大学法人について、中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）の記載事項に、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置並びに業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標（以下「指標」という。）を追加した上で、毎事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）及び各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を廃止することとしたこと。

2. 施行期日等

（1）施行期日は公布の日としたこと。

（2）また、経過措置を以下のとおり定めることとしたこと。

- ① 新法施行後も、令和5年度の末日までに開始した中期目標期間においては、年度計画策定及び年度評価実施を引き続き行い、当該中期目標期間における中期計画への指標の追加は不要とすること。
- ② ただし、施行日において、中期計画に既に指標を定めている場合には、施行日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画策定から、当該翌事業年度に受ける年度評価から、それぞれ実施不要とすること。
- ③ また、施行日後において、中期計画に指標を新たに定めた場合には、指標を定めた日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画策定から、当該翌事業年度に受ける年度評価から、それぞれ実施不要とすること。

○ 公立大学法人三重県立看護大学の業務実績に関する評価基本方針

平成 21 年 12 月 10 日
三重県公立大学法人評価委員会決定
平成 30 年 8 月 9 日一部改正
三重県公立大学法人評価委員会決定

三重県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）の評価を実施する際の基本的な事項を定める。

1 評価の前提

- (1) 地方独立行政法人制度においては、法人は、業務を効果的、効率的に実施するため、中期目標及び中期計画に基づいて自主的に運営を行うものである。さらに、業務の公共性、業務運営の透明性を確保し、法人の状況を的確に示して、県民への説明責任を果たし、不断の改革・改善を行っていくことが求められる。
- (2) 法人は、地域における高等教育の提供と地域社会での知的・文化的拠点としての役割を担っており、教育研究のさらなる充実・活性化とともに、地域の発展及び県民福祉の向上に積極的に貢献していくことが求められる。
- (3) 評価委員会の行う評価は、この2つの基本的な考え方を踏まえ、大学としての「教育研究の特性」に配慮しつつ、中立・公正な立場から、客観的かつ厳正に実施されることが求められる。

2 評価の基本方向

- (1) 各事業年度終了時には、中期目標の達成に向けて、中期計画に定めた項目ごとの各年度における具体的な実施状況を調査・分析し、当該事業年度の業務実績について評価する。
また、中期目標期間の最後の事業年度の前事業年度には、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について評価し、中期目標期間終了時には、当該期間における中期計画等の実施状況の調査・分析を行い、達成状況について総合的に評価する。
- (2) 教育研究の特性や法人の大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の組織・業務運営等について、改善すべき点を明らかにする。また、法人の業務達成に向けての意欲的な取り組みを積極的に支援するなど、法人の継続的な質的向上に資する評価を行う。
- (3) 評価を通じて法人の業務運営状況をわかりやすく示し、県民への説明責任を果たす。
- (4) 評価に関する作業が法人の過重な負担とならないように配慮する。

3 評価の方法

評価委員会は、法人による自己点検・評価をもとに、各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績（以下「見込評価」という。）及び中期目標期間における業務の実績評価（以下「期間評価」という。）を行う。

見込評価については、当該期間までの中期計画の進捗状況の確認等を踏まえ、中期目標期間の終了時までには、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じる。

(1) 年度評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づきながら、中期目標の達成に向け、各事業年度における中期計画等の実施状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、各事業年度の業務実績全体について総合的な評価を行う。
- ② 教育研究については、その特性への配慮から、原則として専門的な観点からの評価は行わないが、法人による自己点検を踏まえた上で、評価委員会において進捗状況を把握し、その確認・点検を行う。

- ③ 評価結果等を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ④ 具体的な実施方法については、別に実施要領で定める。

(2) 見込評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づきながら、中期目標期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績全体について総合的な評価を行う。
- ② 教育研究についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ③ 評価結果を踏まえ、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずる。
- ④ 具体的な実施方法については、別に実施要領で定める。

(3) 期間評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づきながら、中期目標期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、中期目標期間の業務実績全体について総合的な評価を行う。
- ② 教育研究についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ③ 評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ④ 具体的な実施方法については、年度評価の実施状況を踏まえ、別に実施要領で定める。

4 評価を受ける法人において留意すべき事項

- (1) 評価委員会は法人から提出される業務実績報告書等をもとに評価を行うことから、中期計画等の達成状況などについて、法人自ら説明責任を果たすことを基本とすること。
- (2) 法人は、達成状況を客観的にあらわすために、できる限り数値目標等の指標を設定すること。また、中期計画における達成状況ができる限り明らかになるように工夫すること。
- (3) 法人における自己点検・評価の視点と体制
 - ① 法人は、公立大学の利害関係者である学生や大学に関心を持つ県民の視点に留意し、法人が行う自己点検・評価に際して用いる指標や基準、評価結果及びその活用方法について、できる限りわかりやすく説明すること。
 - ② 法人は自ら説明責任を果たすという観点から、目標の達成にかかる組織内の責任の所在を明確にし、理事長がリーダーシップを発揮できる推進体制を確立すること。

5 その他

本評価基本方針及び別に定める実施要領は、必要に応じて、評価委員会に諮ったうえで見直すものとする。

○公立大学法人三重県立看護大学の中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価（見込評価）実施要領

平成 30 年 8 月 9 日
三重県公立大学法人評価委員会決定
令和 6 年 8 月 8 日一部改正
三重県公立大学法人評価委員会決定

本実施要領は、三重県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）の中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価（以下「見込評価」という。）の実施について必要な事項を定める。

1 見込評価の目的

見込評価は、中期目標期間の最後の事業年度の前事業年度に、評価委員会において、中期目標の達成状況を調査、分析し、その結果をふまえ、当該中期目標期間終了時に見込まれる業務実績を評価することにより、中期目標、中期計画の達成につなげるとともに、次期中期目標・中期計画の策定、法人の組織・業務の見直し、予算要求等に適切に反映させることを目的とする。

2 評価の方法

- (1) 見込評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、中期目標の記載項目（大項目）ごとに法人が自己点検・自己評価を行い、これをもとに、評価委員会において検証・評価を行う。
- (3) 見込評価においては、教育研究に関する項目についても、自己評価及び評価委員会の評価の対象とする。
- (4) 評価委員会は教育研究に関する項目の評価にあたって、認証評価機関の評価をふまえて評価を行う。
- (5) 「全体評価」は、「項目別評価」の結果をふまえつつ、中期目標の目標期間終了時に見込まれる達成状況について、総合的に評価する。
- (6) 評価委員会が評価結果を決定する際には、評価（案）を法人に示すとともに、評価（案）に対する法人からの意見申し出の機会を設ける。

3 項目別評価の具体的方法

(1) 法人による自己評価

法人は、業務実績報告書において、中期計画に記載されている小項目ごとに、実施状況等を記載する。また、各小項目の実施状況等のほか、各年度における業務実績の評価結果又は進捗状況の確認結果をふまえ、中期目標の大項目ごとに目標期間終了時に見込まれる達成状況を S～D の 5 段階で自己評価する。

なお、自己評価にあたっては、その根拠を記述するとともに、重点的な取組及び特筆すべき取組、今後の課題について簡潔に記述する。

評価の際に参考となる資料があれば、必要に応じて添付するものとする。

(2) 評価委員会による法人の自己評価の検証・評価及び大項目の評価

評価委員会は、法人の自己評価や重点的な取組及び特筆すべき取組等の記載内容のほか、各小項目の実施状況やこれまでの評価結果をふまえ、中期目標の目標期間終了時に見込まれる達成状況について、大項目ごとに S～D の 5 段階で評価するとともに、法人による自己評価と評価が異なる場合は、その判断理由を示す。また、特筆すべき取組や改善を期待する取組等、必要に応じて大項目ごとにコメントを付す。

なお、評価にあたっては、S～Dの5段階評価の基準を目安とするが、最終的な決定は評価委員会の総合的な判断に拠るものとする。

評 価 基 準	
S	中期目標の達成状況が非常に優れている (評価委員会が特に認める場合)
A	中期目標の達成状況が良好である (中期計画の小項目の内容を全て達成している)
B	中期目標の達成状況が概ね良好である (中期計画の小項目の内容の達成状況が9割以上である)
C	中期目標の達成状況が不十分である (中期計画の小項目の内容の達成状況が9割未満である)
D	中期目標の達成のためには重大な改善事項がある (評価委員会が特に認める場合)

(3) 大項目の区分

大項目は以下のとおり区分する。

I 大学の教育 研究の向上に 関する項目	1 教育に関する項目	教育研究の特性に 配慮すべき項目
	2 研究に関する項目	
II 社会・地域貢献に関する項目		教育研究の特性に 配慮すべき項目以 外の項目
III 大学運営に係る環境整備に関する項目		
IV 的確な業務運営の実施および業務改善に関する項目		
V 財務内容の改善に関する項目		
VI 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する項目		

4 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果をふまえ、事業の実施状況、業務の運営状況など、中期目標の目標期間終了時に見込まれる達成状況について、記述式により総合的に評価を行う。なお、優れた点、改善すべき点については分かりやすく記載する。

5 評価結果

- (1) 評価結果は、法人に通知する。
- (2) 評価委員会は、必要があると認める時は、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行う。
- (3) 評価委員会は、前2項における内容を知事に報告するとともに、公表する。